

市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究報告書

厚生労働省 平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する  
調査研究報告書

研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

平成 31 年 3 月

平成三十二年三月

# 市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する 調査研究報告書

## 目次

第1 はじめに.....	5
第2 ヒアリング調査.....	6
1 ヒアリング調査自治体一覧 .....	6
2 市区町村ヒアリング	
北海道.....	7
北海道旭川市（中規模） .....	8
青森県.....	19
青森県三沢市（小規模 A） .....	20
宮城県.....	27
宮城県涌谷町（小規模 A） .....	28
福島県.....	37
福島県福島市（中規模） .....	38
福島県田村市（小規模 A） .....	46

東京都三宅村（小規模 A） .....	54
神奈川県相模原市（中規模・小規模 C） .....	60
神奈川県海老名市（小規模 C） .....	68
新潟県.....	73
新潟県妙高市（小規模 A） .....	74
福井県.....	81
福井県越前市（小規模 B） .....	82
福井県福井市（中規模） .....	90
静岡県.....	99
静岡県焼津市（小規模 C） .....	100
静岡県袋井市（小規模 B） .....	106
静岡県藤枝市（小規模 C） .....	110
静岡県富士市（中規模） .....	118
滋賀県.....	123
滋賀県彦根市（小規模 C） .....	124

奈良県.....	129
奈良県奈良市（中規模） .....	130
兵庫県神戸市（小規模 B・C・中規模） .....	136
鳥取県.....	141
鳥取県鳥取市（中規模） .....	142
鳥取県米子市（小規模 C） .....	166
島根県.....	171
島根県松江市（中規模） .....	172
広島県.....	181
広島県東広島市（中規模） .....	182
愛媛県.....	191
愛媛県伊予市（小規模 A） .....	192
愛媛県松山市（大規模） .....	200
高知県.....	207
高知県香南市（小規模 A） .....	208
高知県いの町（小規模 A） .....	214

大分県.....	219
大分県杵築市（小規模 A） .....	220
大分県大分市（大規模） .....	224
大分県中津市（小規模 B） .....	230
沖縄県.....	253
沖縄県南風原町（小規模 A） .....	254
沖縄県那覇市（中規模） .....	262
<b>第 3 おわりに</b> .....	267
<b>第 4 参考資料</b> .....	269
1 支援拠点スタートアップマニュアル抜粋	
2 研修等一覧	

## 第1 はじめに

本報告書は、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」の研究成果を掲載するものである。

平成28年児童福祉法等改正により、法律に支援「拠点」が明記され（第10条の2）、要綱（市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱）及びガイドライン（市町村子ども家庭支援指針）が策定されたことにより、市区町村における児童虐待防止の取組は、この拠点すなわち市区町村子ども家庭総合支援拠点整備の充実度とイコールであると、児童福祉法制度上は位置付けられるようになったといえる。

それゆえ、今回の30年度調査においては、平成29年度の「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究」における①全国の自治体へのアンケート調査、②全国の拠点設置自治体（一部予定）へのヒアリングにおける研究成果で明らかにされた課題等を踏まえて、更により多くの自治体のヒアリングを行うこととした。ヒアリング自治体には、事前に質問を送り、自治体側の事前報告を踏まえた上で、支援拠点として要求される児童虐待防止対応のための体制作りや相談・ソーシャルワーク機能についてじっくり話を聞くこととした。未だ市区町村子ども家庭総合支援拠点についての周知が十分ではない実情があること（こうした実情からヒアリング先では支援拠点の説明を多く求められたことも記しておく。）、財力や職員体制が十分な自治体の例が挙げられても特に小規模自治体からしたら参考にならないとの声を多く聞いてきたこと、こうした理由から、小規模自治体を多く回りその取組例を少しでも多く紹介することとした。また紹介する地域が偏らないように、今後支援拠点の設置を目指す自治体が近くの自治体の例を参考にできるように、全国の自治体に偏りなく足を運んだつもりである。

同時に策定している「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置スタートアップマニュアル」と併せて是非読み込んでいただきたい。きっと、自らの自治体の児童虐待対応へのヒントが見つかるはずである。

最後に、付言するが、児童虐待防止の取組に派手さは不要である。当たり前のことを当たり前にやることが大切なことである。このことがこのヒアリング報告書から読み取れるのではなかろうか。

平成30年3月17日 鈴木秀洋

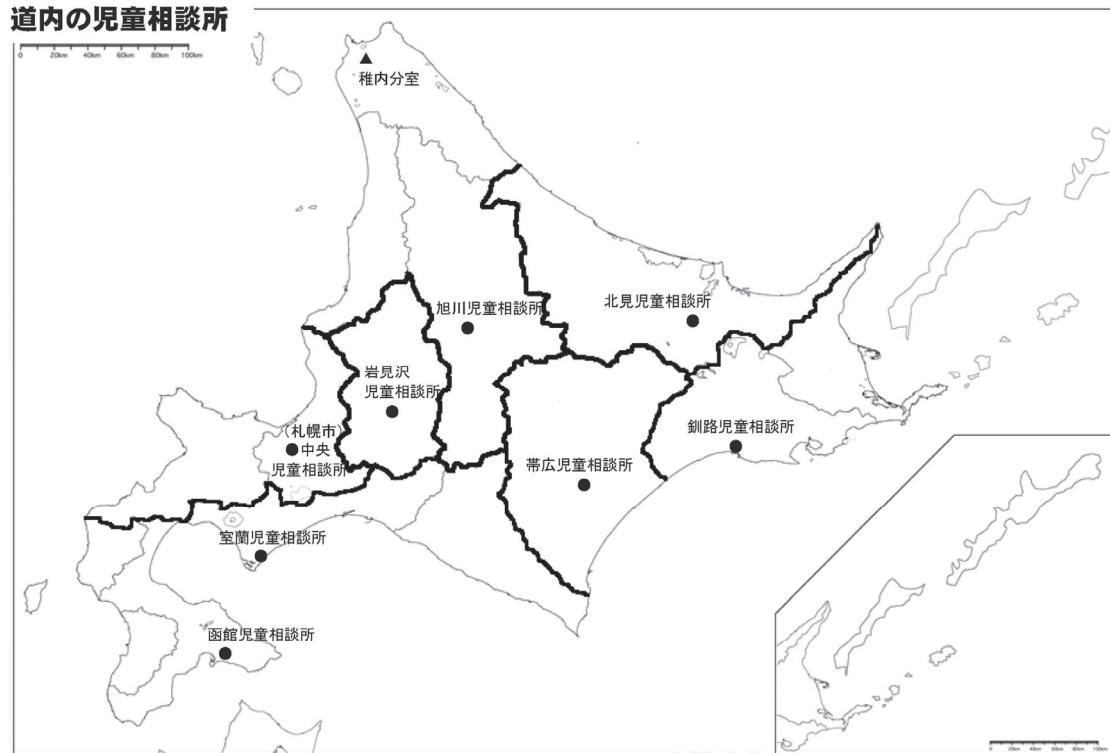
## 第2 ヒアリング調査

ヒアリング市区町村 規模別一覧

規模	平成29年度報告書	平成30年度報告書
小規模A	熱海市 (p.22)、玉野市 (p.27)、南房総市 (p.32)	杵築市 (p.220)、南風原町 (p.254)、香南市 (p.208)、いの町 (p.214)、三沢市 (p.20)、涌谷町 (p.28)、伊予市 (p.192)、田村市 (p.46)、三宅村 (p.54)、妙高市 (p.74)
小規模B	加賀市 (p.41)、総社市 (p.46)、千歳市 (p.50)、宗像市 (p.58)、山口市 (p.64)	神戸市 (p.136)、越前市 (p.82)、中津市 (p.230)、袋井市 (p.106)
小規模C	岩国市 (p.74)、大村市 (p.80)	焼津市 (p.100)、米子市 (p.166)、神戸市 (p.136)、相模原市 (p.60)、彦根市 (p.124)、海老名市 (p.68)、藤枝市 (p.110)
中規模	明石市 (p.86)、豊橋市 (p.95)、枚方市 (p.106)、松戸市 (p.116)、港区 (p.127)	那覇市 (p.262)、福井市 (p.90)、鳥取市 (p.142)、福島市 (p.38)、松江市 (p.172)、旭川市 (p.8)、奈良市 (p.130)、神戸市 (p.136)、相模原市 (p.60)、富士市 (p.118)、東広島市 (p.182)
大規模	豊田市 (p.134)、船橋市 (p.140)	松山市 (p.200)、大分市 (p.224)

# 北海道

## 1. 児童相談所の管轄区域



## 2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	千歳、恵庭、石狩、旭川、上富良野、中頓別、帯広、今金、室蘭
今後の設置予定	富良野、占冠、本別、雄武、芦別、滝川、苫小牧、安平

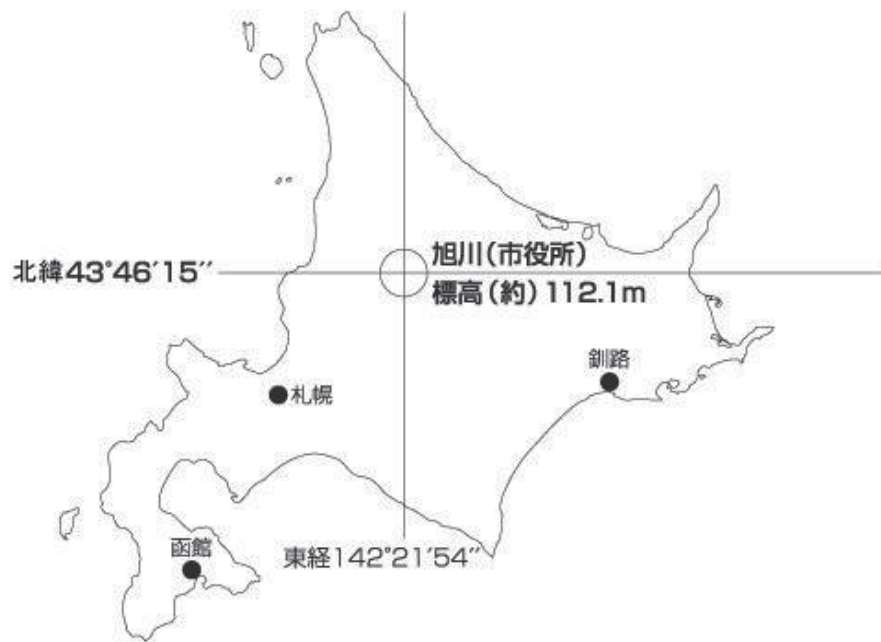


# 北海道旭川市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成31年2月22日

## 1 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



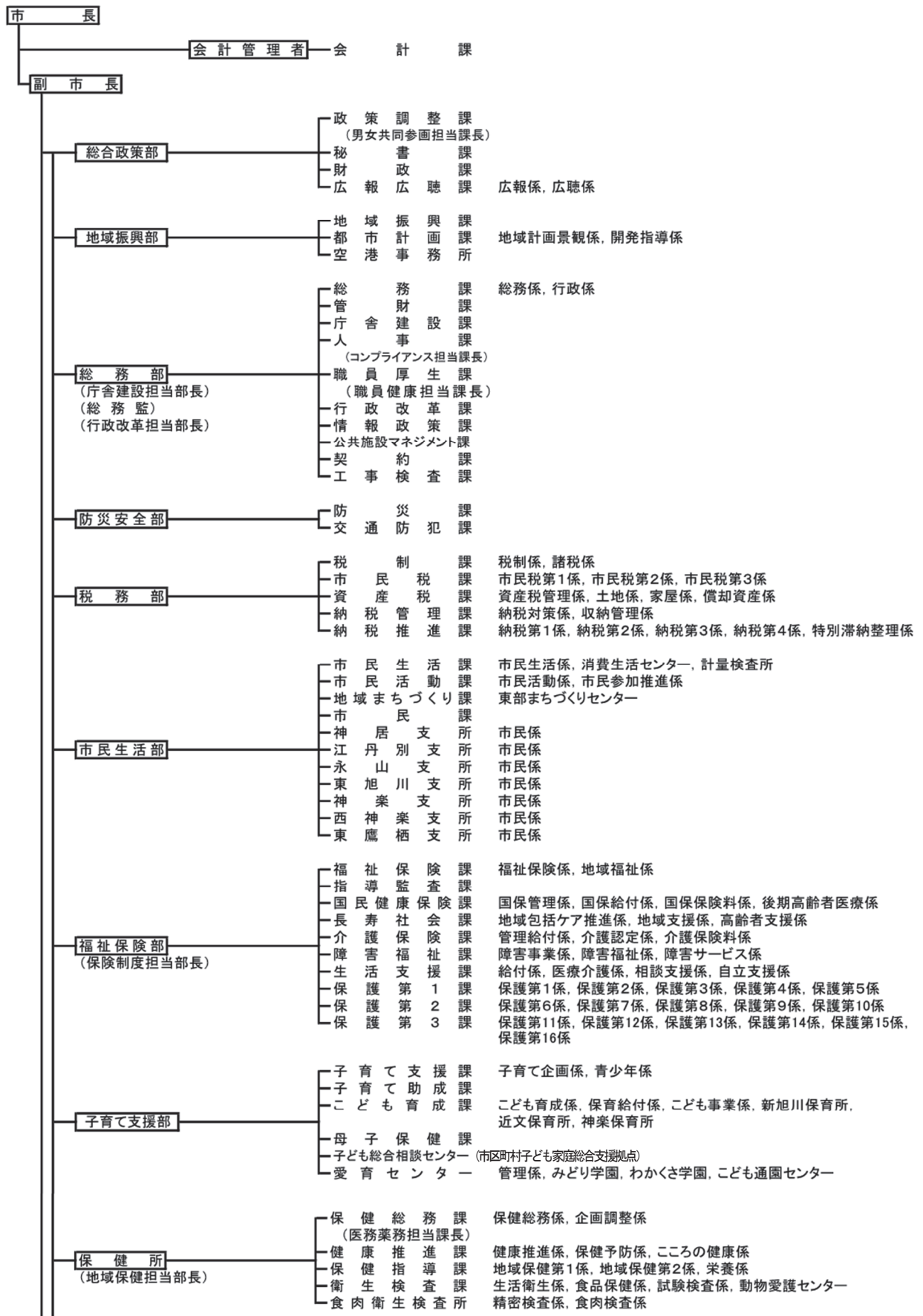
②面積：747.66 平方キロメートル

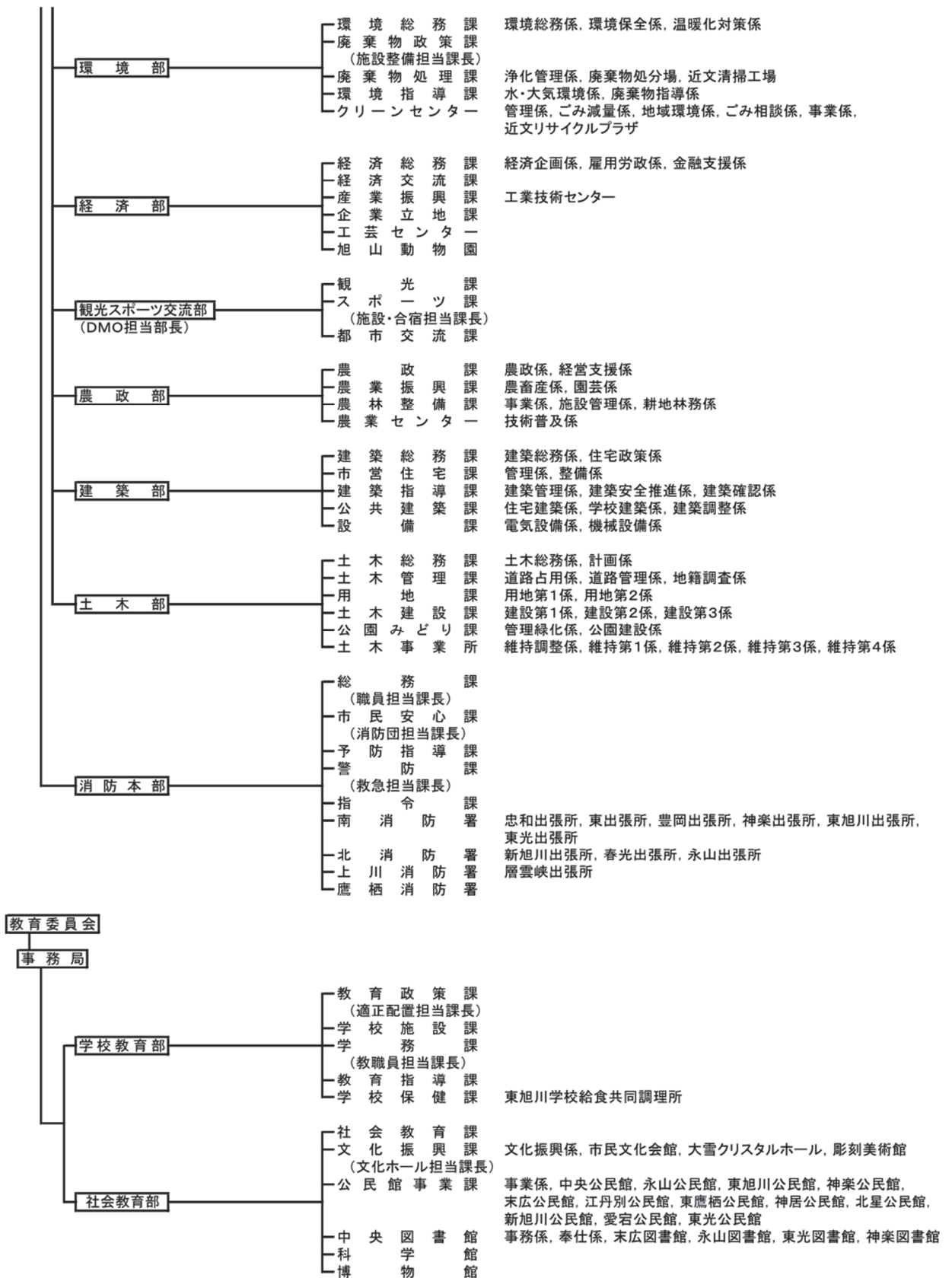
③人口：337,061 人（平成31年2月1日現在）、339,605 人（平成27年国勢調査）

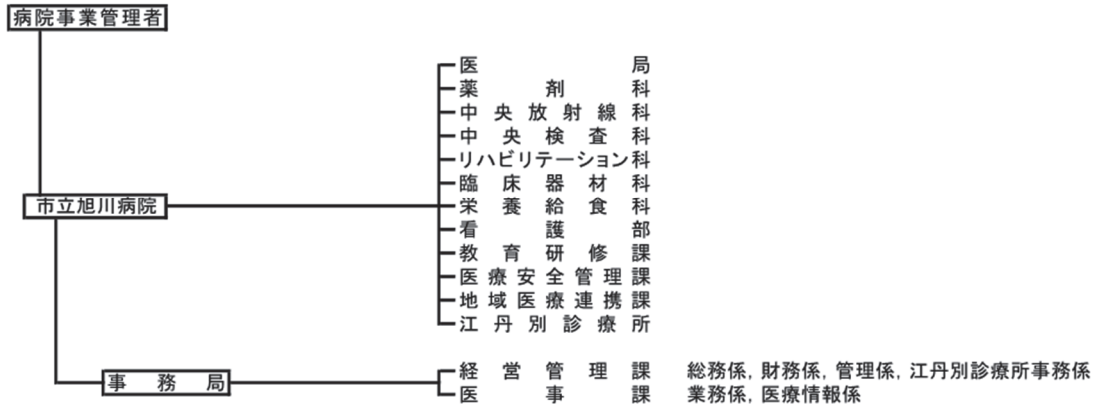
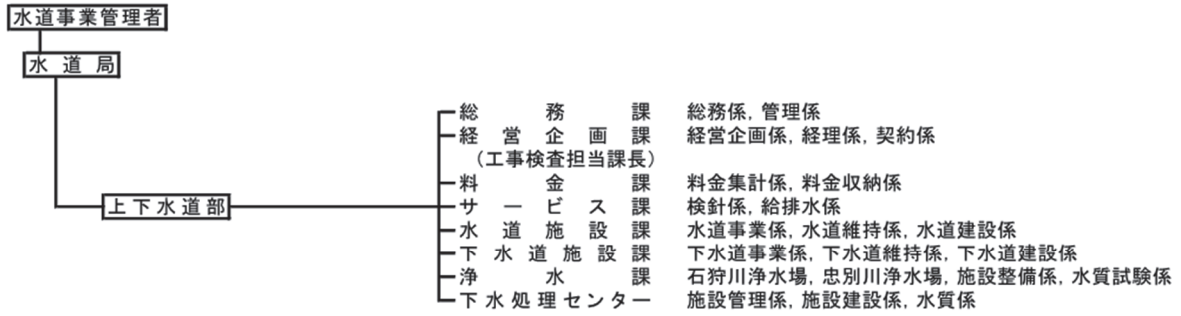
④児童数：45,481 人（平成31年2月1日現在）、46,033 人（平成27年国勢調査）

⑤類型（小規模等）：中規模

## 2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）







固定資産評価審査委員会

組織数

区分	部	課	係
市長部局	15	86	151
全庁	24	121	217

### 3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

#### (1) 特徴

- ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）
  - 平成27年度 126件
  - 平成28年度 177件
  - 平成29年度 166件

## イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての5業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

子ども総合相談センターでは家庭児童相談業務及び発達支援相談業務並びに子育て支援サービスの事務の一部を行っており、家庭児童相談業務が市区町村子ども家庭総合支援拠点を担っている。

このため、発達支援相談の対応において、家庭児童相談員による支援が必要な家庭を把握した場合には、支援につながりやすく、また、家庭児童相談業務で関わっている家庭について発達支援相談業務において把握している情報の共有が図りやすく、実情の把握に役立っている。

また、子ども総合相談センターで担っている子育て支援サービス（ショートステイ、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援拠点、養育支援訪問、産後ケア等）との連携も図りやすくなっている。さらに、母子保健課で実施している妊婦支援、乳児全戸訪問事業、乳幼児健康診査において把握したハイリスク者の情報提供を受けることで、虐待の早期発見や対応につながっており、連携が図られている。

関係機関との連絡調整においては、要対協の調整機関の役割を担っていることから、必要時において要対協のケース検討会を開催する等、要対協の活用がしやすい。また北海道の旭川児童相談所が至近距離にあること及び児童相談所職員が派遣されていることから、情報交換や同行訪問等が頻繁に行われ、役割分担・連携が図られている。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

子ども家庭支援員 6名

心理担当支援員 1名

虐待対応専門員 6名

相談員には教員経験者、保育士、保健師等を配置しており、教員経験者は学校との情報共有や連携、保育士は保育に関する専門的知識・技術による育児支援、保健師は、特定妊婦や乳幼児の状況を保健・医療的視点から把握し、支援を図っている。

## (3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

設置の有無 有

設置年度 平成28年度

母子保健課及び子ども総合相談センターの2か所で子育て世代包括支援センターを担っている。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

子ども家庭支援員と子育て世代包括支援センターの担当職員の一部が兼務となっており、特定妊婦の情報や乳幼児家庭全戸訪問の情報を把握することができ、継続して支援が必要な家庭に対し、子育て支援サービスの利用等、必要な支援につながりやすい。なお、母子保健課が実施している妊婦支援等の情報を管理する保健福祉情報システムを見ることができ、情報を得ることができる。

#### (4) 児童相談所との連携

北海道旭川児童相談所が至近距離にあるため、情報の共有が図りやすく、また、児童相談所の受理・援助方針会議に毎週参加し、児童相談所における支援の考え方を知るとともに、本市の児童に関わる情報を得ることができている。さらに、児童相談所の家庭訪問への同行により、児童相談所での関わりが終結し、市が支援を継続する場合の円滑な引継ぎにつながっている。

また、児童相談所と市で職員派遣交流を行っており、情報交換を行いやすい状況となっている。

#### (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

支援拠点は要対協調整機関を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

要対協調整機関であることから、関係機関との連携が必要なケースについては、必要に応じて要対協のケース検討会議等を開催し、連携を図っている。

#### (6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

＜親子交流スペース（プレイルーム）＞ このプレイルームの名前はときわひろばといい、無料開放されている。訪問当日も多くの親子が見受けられた。



<事務室>



<研修・会議室>3つの研修会議室があり、有料で貸し出しを行っている。



<陶芸室>



<作業・理学共用検査室>



<相談室>

相談室はセンター内に5室ある。  
相談室1と2は事務所受付の近くに設置してあった。

相談室3.4.5の近くには、マジックミラー付きの子ども相談室や言語検査室が設置してある。

<授乳室>センター入り口付近に設置してあり、広いスペースで利用しやすい環境となっていた。





#### <地域活動支援スペース>



左写真は、このスペースにある書籍である。児童書の他、専門書まで幅広い分野の書籍が置かれている。スペース内には机が設置されており、学習することもできる。

#### 4 研究チームからのコメント

まず、ハード面について、中学校と同一敷地内で建物自体を合築している建物（もともと学校として利用していた建物を改修して半分を拠点施設としたという説明が適当であろう）を利用しており、他の自治体の支援拠点からすべうらやましすぎるぐらいのスペースを確保できている。相談室や親子交流スペースなど、広さもさることながら、利用者に配慮した配置等を心掛けている。ソフト面でも、教育から相談業務（発達支援、いじめ、不登校、スクールソーシャルワーカーの配置等）の移管を受けており、（心理検査等含めて）教育との連携が図られている。

一方母子保健課、女性相談、他の福祉部門は第二庁舎にあり、物理的に離れてしまったことでの距離感については、支援拠点にも保健師を配置し、包括支援センター業務の一部を担うこと等で連携を図ろうとしている。

最後に、児童相談所が目の前にあり、この利便性は計り知れない。この立地を活かし、児童相談所の援助方針会議等に市が参加して、地域の情報を迅速に共有できている。また支援拠点側が児相の援助が必要な場合も直ちに援助が得られる形となっており、児相との関係ではうまくケース対応での連携ができている。

今後中核市として児童相談所設置を視野に入れており、ハード面では、センターを活用した整備も可能ではないかと思えるが、ソフト面で、現在は児相にバトンを渡している介入型案件についてどのような体制（人材含む。）で行っていくのか検討していかなければならない時期に来ているようである。

研究代表 鈴木秀洋

## 子ども総合相談センターへの事業の移管

### 子育て相談係から移行

- 児童家庭相談事業
  - ・ 家庭児童相談
  - ・ 子ども女性支援ネットワーク
  - ・ 養育支援訪問事業
- ファミリーサポートセンター
  - ・ ファミリーサポートセンター事業
  - ・ 上川中部こども緊急さぼねっと事業
  - ・ 援助活動利用料助成事業
- 子育て短期支援事業
  - ・ ショートステイ事業
  - ・ トワイライトステイ事業
- 発達支援相談事業
  - ・ 発達支援相談
  - ・ 巡回相談
  - ・ 親子教室

### 子育て支援課から移管

- 地域子育て支援拠点事業
  - ・ 地域子育て支援センター
- 地域子育て活動支援事業
  - ・ 育児サークル支援
  - ・ 子育てサロン支援
  - ・ 子育て人材バンク
- うぶごえへの贈りもの事業

### 学校教育部から移管

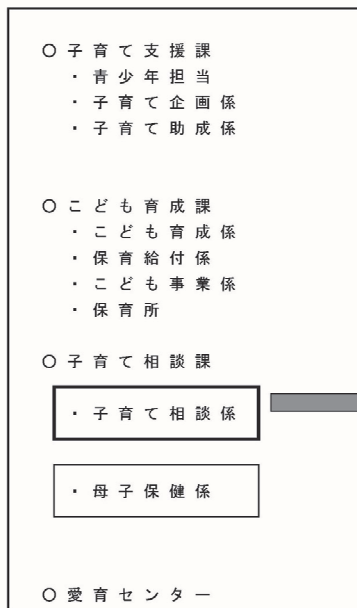
- 特別支援教育センター
  - ※ 発達支援相談事業に統合
- 不登校・いじめ相談室
  - ※ 児童家庭相談事業に統合

### 社会教育部から移管

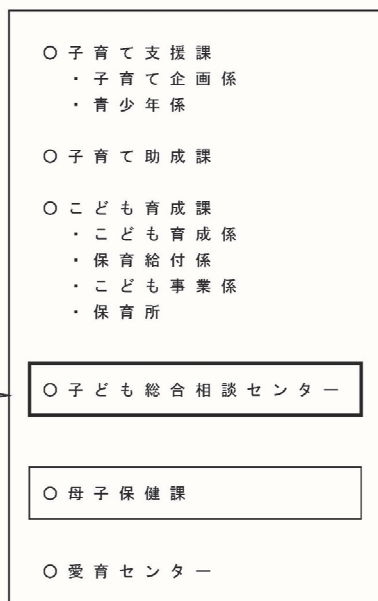
- 家庭教育相談室
  - ※ 児童家庭相談事業に統合

## 子ども総合相談センターの設置と組織改正

平成27年度



平成28年度～



子どもからの相談専用電話(通話料はかかりません)

## 子どもホットライン

☎0120-528506

18歳までの皆さんの相談にのります。気軽に相談してください。

## 発達支援相談専用電話

☎0166-26-5501

ことばの発達が遅い。学習のつまずきが気になる。落ち着きがないなど心身の発達・発育の相談をお受けします。

## 家庭児童相談専用電話

☎0166-26-5503

子どもや家庭についての様々な問題や不登校、いじめ、児童虐待に関する相談を受け、助言・支援を行います。

スクールソーシャルワーカーへの相談も出来ます。

☎0166-26-5504



メールでの御相談もお受けしています。  
メールでの御相談は返信に時間がかかる場合があります。

✉ : kodomosodan@city.asahikawa.lg.jp

## 旭川市子ども総合相談センター

住所：〒070-0040  
旭川市10条通11丁目

電話：0166-26-5500

FAX：0166-26-5508

開所時間：8:45~17:15

月・木の電話相談は午後8時まで  
※ 土・日・祝・年末年始  
(12/30~1/4)はお休みです。

駐車場：25台(うち研修・会議室利用者は10台分の使用が可能です。それ以上の場合は御相談ください。)

アクセス：旭川駅から約1.5キロメートル  
旭川電気軌道バス[10の9]下車



# 旭川市 子ども総合相談センター

おおむね18歳までの子ども・子育てに関する御相談に応じています。

お子さんからの相談もお受けします。

まずはこちらにお電話を

☎0166-26-5500

午後8時45分~午後5時15分  
(月・木の電話相談は午後8時まで)



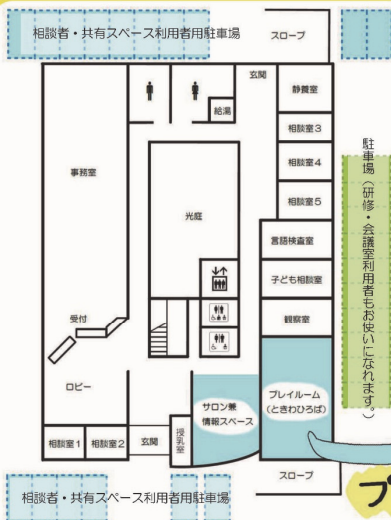
# 施設案内

おもちゃで遊べるプレイルーム。自販機を設置したサロン兼情報スペースや会議等が行える研修・会議室(有料・事前予約)などがあります。



ホームページQRコード

お問合せ先 0166-26-5500  
受付時間 8:45~17:15  
※ 土・日・祝・年末年始(12/30~1/4)はお休みです。



## 研修・会議室

予約が必要です。年末年始(12/30~1/4)は、お休みです。

研修・会議室使用料 (定員はスクール形式の場合)	午前			午後			夜間					
	9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~12時	13時~17時	18時~21時			
研修・会議室1【定員54名】	子ども及び子育て関係団体等	600円	750円	900円	子ども及び子育て関係団体等	900円	1,050円	1,200円	子ども及び子育て関係団体等	900円	1,050円	1,200円
研修・会議室3【定員32名】	一般	1,200円	1,500円	1,800円	一般	1,800円	2,100円	2,400円				
研修・会議室2【定員81名】	子ども及び子育て関係団体等	900円	1,050円	1,200円	一般	1,800円	2,100円	2,400円				

※1 「子ども及び子育て関係団体等」とは、子どもの健全育成又は子育て支援のために使用する団体又は個人をいいます。  
※2 7・8・11~4月は、冷暖房料(使用料の5割に相当する額)がかかります。  
※3 研修・会議室の1と2は、開切りを併して1室として使用することが出来ます。

プレイルームはボールプールやおもちゃで自由に遊ぶお部屋です。  
※ 必ず大人が付き添ってください。  
開放日 事業等で利用できないときがありますのでホームページやお電話で御確認ください。  
開放時間 10:00~12:00, 13:00~16:00  
お休み 土・日・祝・年末年始(12/30~1/4)



## プレイルーム(ときわひろば)

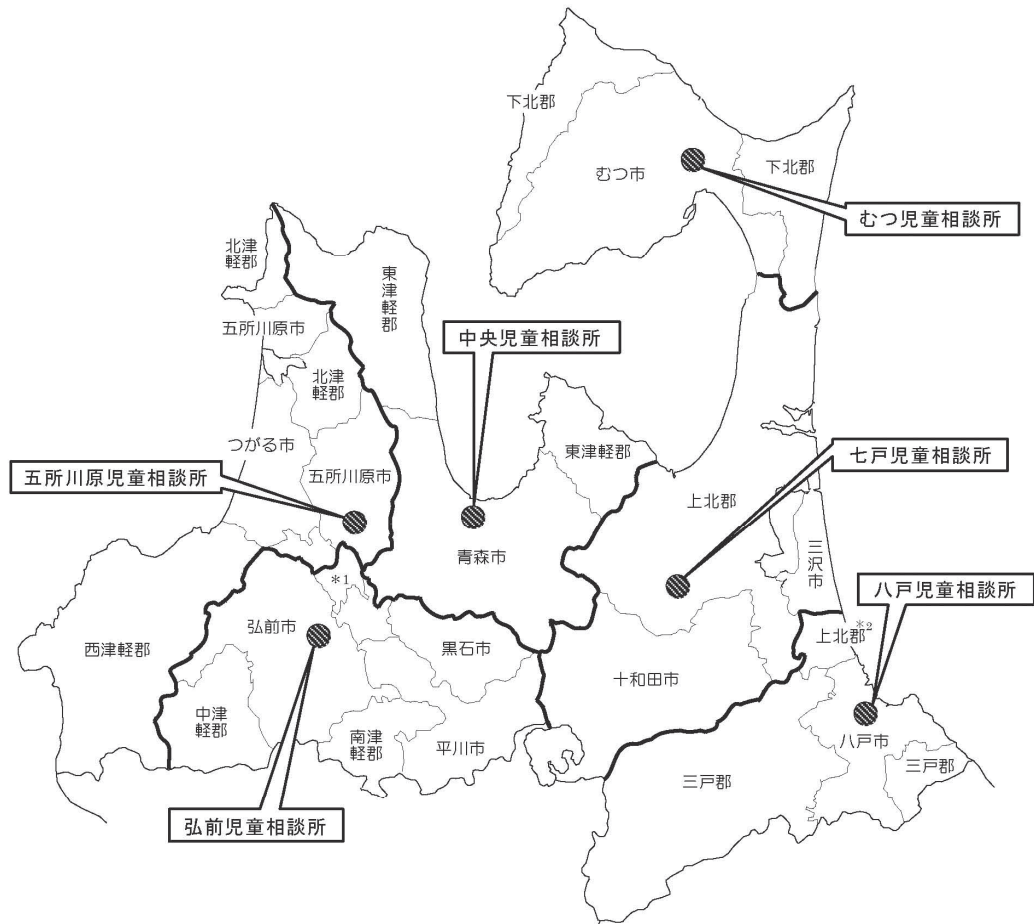


## 地域活動支援スペース

無料で御利用いただけます。

# 青森県

## 1. 児童相談所の管轄区域



※ 北津軽郡のうち、板柳町\*1は弘前児童相談所管内  
上北郡のうち、おいらせ町\*2は八戸児童相談所管内

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

## 2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019 年 3 月現在)	なし
今後の設置予定	十和田市、三沢市 (平成 31 年度設置予定) 野辺地町、六ヶ所村 (平成 32 年度以降設置予定あり)

# 青森県三沢市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 1 月 28 日

## 1 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



三沢市は青森県の南東部に位置しており、東は太平洋に面し、西は小川原湖に臨んでいる。ラムサール条約に登録された「仏沼」をはじめとする豊かな自然に恵まれています。三沢米軍基地があり、米軍人や軍属及びその家族が暮らす国際都市として発展している。また航空自衛隊もあり、全国有数の航空施設がある大空のまちである。

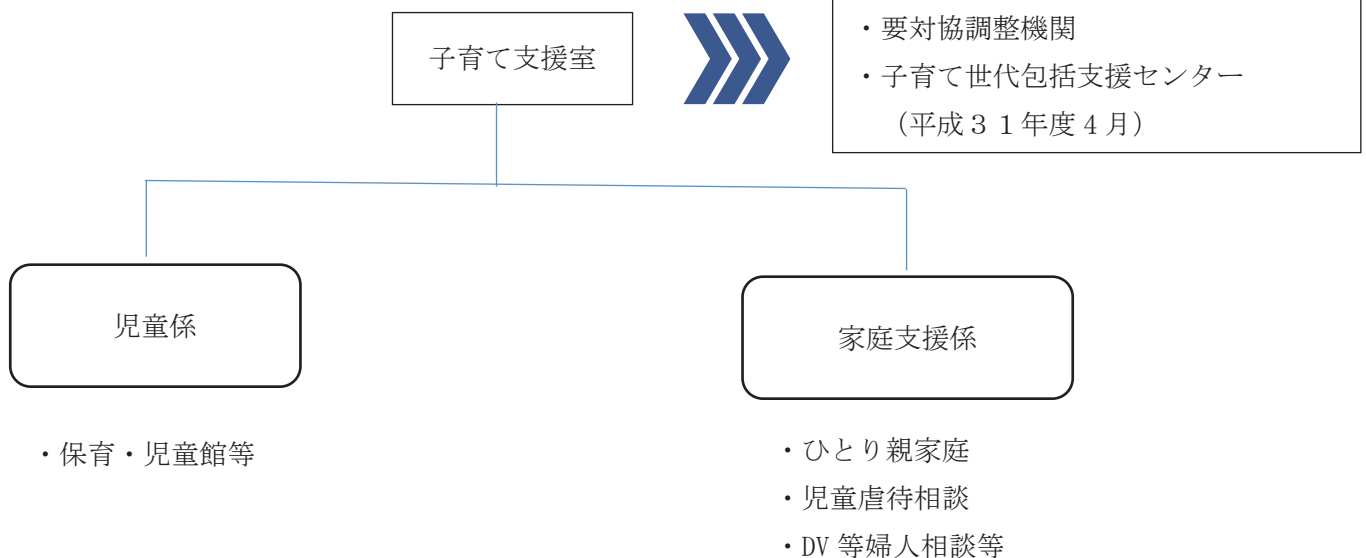
②面積：120km<sup>2</sup>（東西約 11 km、南北約 25 km、北緯 40 度 40 分、東経 141 度 22 分）

③人口：40,051 人 19421 世帯（H30.12 月末現在）

④児童数：6,977 人

⑤類型（小規模等）：A 型

## 2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



### 3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

#### (1) 特徴

ア 児童相談種類別対応件数のうち児童虐待と判断された件数等の推移（3年分）

	相談件数	左記のうち 虐待と判断 された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送 致ケース	一時保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
平成27年	70件	5件	4件	1件	0件	0件	0件	0件
平成28年	63件	14件	5件	2件	0件	7件	3件	3件
平成29年	50件	11件	6件	4件	0件	1件	1件	1件
平成30年 (H31.1月末現在)	102件	45件	26件	6件	0件	13件	5件	3件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

◎ 三沢市の特徴として、青森県が作成した市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づき、児童相談所と情報共有・協議しながら対応している。

① 実情の把握

- ・実情の継続的把握に関しては 住民基本台帳の照会をし、住民であることを確認した上、児が在籍している園・学校・療育施設・特別支援学校、警察等、関係課（母子保健担当課、生活福祉課、介護福祉課、教育委員会等）に情報提供を求め、生保世帯、ひとり親、乳幼児健診や保健師の関わりの有無などを確認しながら、生育歴、生活歴、家族構成、過去の相談歴（特定妊婦の有無等）、を確認し、児童を取り巻く家庭環境を把握し、随時、関係機関と情報共有している。
- ・年1回、教育と福祉の効果的な連携を図る 学校等訪問事業を行い、保育園・学校等に関しては、養育面は支援拠点（児童福祉担当課）、発達面は母子保健担当課の保健師と役割分担をしながら、支援対象児童の把握を行い、児童が在籍する機関との情報の共有、対応の協議を行っている。
- ・主任児童委員とも随時、情報交換の場を設けている。
- ・居住実態が不明の子どもについての対応については、特に組織としての取り決めはないが、保育担当に対象児の台帳を抽出してもらい、市で把握しているもの以外については、市内や広域の保育園等に対象児の照会、また母子保健担当課に乳幼児健診等の受診歴・直近の保健師の関わりを確認、子ども医療費の利用の有無、就学時健診の受診の有無、必要時、入国管理局への

照会などを行っている。それでも確認できない場合は、児童相談所へ相談の上、警察に相談することになっている。また三沢市に住所がある要保護児童の居所が確認できない場合は、児童相談所へ情報提供し、他県や他市町村に安否確認を依頼している。

#### ④ 調査、支援及び指導など

- ・受理会議後、訪問や聞き取り調査し、安全確保ができない場合は、一時保護決定に向けたアセスメントシート活用しながら児童相談所へ市の判断を伝え、相談しながら対応している。
- ・今後、個別ケース会議などで、在宅支援共通アセスメント・プランニングシートも活用しながら、支援について検討できたら良いと考えている。
- ・対象児童の保護者に対し、不信感を与えないような相談や家庭訪問の仕方を工夫し、虐待イコール支援拠点がすべて対応するのではなく、関係課との同行訪問、関係機関による調査、市のサービスを利用した中での入り方など、ケースの状況に合わせて対応している。

#### ⑤ 他関係機関との連携

- ・児童に発達面や行動上の問題、不登校傾向がある場合、保護者の育児負担感が強く、虐待や養育不全につながっている場合等は、保健師と家庭支援員と一緒に面接に入るようにし、保護者の困り感を確認しながら、対応について助言等を行い、母子保健や子育て支援に関する市町村事業につないでいる。
- ・就学後の場合は教育委員会や学校に相談しながら、相談先の紹介、医療機関受診や学校を通じて SC や SSW につなぐなど関係機関の調整を行っている。
- ・学校の諸費滞納等については必要な助成制度を紹介、生活保護 CW につなげるなどし、学校で児童の安否確認ができない場合は、支援拠点が安否確認を行っている。
- ・支援・要保護児童について、検討が必要な場合は、関係課を招集し、情報共有、役割分担、支援の方向性について共有している。
- ・特定妊婦について、母子保健担当課が実務者会議で情報提供し、必要時、産科医療機関などを入れて個別ケース検討会議を行っている。支援拠点で把握した場合は、母子保健担当課に情報提供し、協議しながら対応している。
- ・母子保健担当課と妊娠期から乳幼児期までの情報を共有できるよう、システムを連動できるよう構築する予定である。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・ 支援拠点の正職員は、児童福祉司や保育士や教員、保健師等の免許等を持つ者、非常勤で家庭児童相談員が家庭支援員として兼務し、その他の職種として、婦人相談員、母子・父子自立支援員で構成されている。
- ・ 今後は社会福祉士など福祉職の配置も必要であると考えている。

## (3) 保健部門との一体性・連携

### ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

平成31年度4月に設置予定。

### イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・ 現在支援拠点と母子保健の建物が別であるが、来年度は三沢キッズセンター「そらいえ」の中に、地域の子育て支援拠点、市町村子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策協議会調整機関兼務）と子育て世代包括支援センター（利用者支援 母子保健型）の3つの機能が入るため、虐待の発生予防を重視した福祉・保健の一体的なサービスが提供でき、関係課と連携しながら、妊娠期から切れ目のない支援ができるような仕組みを検討している。
- ・ 目指す姿として、母子保健・子育てサービスの提供・調整、知識の習得、子育ての情報発信、仲間づくり、地域資源の活用などを子育てに関する総合相談窓口をイメージしている。
- ・ 月1回支援拠点・子育て世代包括支援センターで情報共有の機会を設定する予定である。

## (4) 児童相談所との連携

- ・ 市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づいて、児童相談所と情報の共有・協議をしながら対応している。
- ・ 月1回要対協実務者会議で児童相談所や市が対応したケースについて情報の共有を行っている。
- ・ 一時保護解除前に児童相談所が主催の個別ケース検討会議を実施することが必要である。

## (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

### ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・ 三沢市では、支援拠点が要対協調整機関、家庭児童相談室を担っている。
- ・ 要保護児童対策地域協議会設置要綱を作成し、運営している。



イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・虐待（疑いを含む）の相談・通告懸念がないよう、幼稚園・保育園・認定子ども園・小中学校を対象に関係機関の連携の強化を目的に研修を実施した。また通告・相談の時のフローチャート等の作成、MCTV（ケーブルテレビ）などを活用し、通告義務の必要性について周知した。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



総合社会福祉センター総合窓口（現事務室）



三沢キッズセンター「そらいえ」外観



子育て支援室窓口兼事務室（そらいえ内）



大型遊具を備えた遊戯室（そらいえ内）



相談室入口（そらいえ内）  
相談者に配慮し、裏口の横に位置づく。



「そらいえ」裏口

#### 4 研究チームからのコメント

三沢市の特徴としては、雪が多く、外遊びが難しい季節が長い。また米軍基地及び自衛隊基地のある立地は、保護者らの転勤が多いこと（核家族等が生じやすい等）や定住を想定した子ども施策が十分展開しにくい等の地域性はあるようである。こうした地域・地理的状况から子育て世帯のニーズ調査を行い、子育て施策を重視し、かつ、居場所や遊び場所、相談してほっとくつろげる場所がほしいという要望が多かったことが、市の施策展開を強力に推し進める要因となっている。地域の保護者との協議を何年もかけて行い、三沢キッズセンター「そらいえ」の開所に結びつけることができた。保健と福祉の一体性（包括支援センターと支援拠点を同時に同じ場所開所）をハード的にも、そして機能的にも確保し、地域の真の総合支援拠点とする仕掛けが、建物内の配置や目線の高さ等を考慮した職員の仕事スペース等様々な工夫に見られる。包括と支援拠点との関係では、完全に一体のものとして要綱等でもその所掌を位置付けようと考えている。包括と支援拠点との関係の一つのモデルとなろう。

児童相談所との関係では、県との共通の対応指針に基づいた虐待対応が出来ているとのことである。

研究代表 鈴木秀洋

三沢市子ども家庭総合支援拠点設置要綱（案）

平成31年 月 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、三沢市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 支援拠点の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三沢市子ども家庭総合支援センター

位置 三沢市幸町一丁目7番7号 三沢キッズセンターそらいえ内

（分掌事務）

第3条 支援拠点の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童とその家庭及び妊産婦等の保健・福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・指導を行うこと。
- (3) 児童とその家庭及び妊産婦等や関係機関からの相談に応じること、必要な調査・指導等を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童とその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な支援を行うこと。
- (5) 児童とその家庭及び妊産婦等の保健・福祉に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

（職員）

第4条 支援拠点には、子ども家庭支援員を置く。

2 責任管理者は、子育て支援課長を充てる。

（関係機関との連絡）

第5条 支援拠点と子育て世代包括支援センターは関係機関と適切な情報共有及び役割分担を図り、連携するものとする。

（秘密保持）

第6条 支援拠点の業務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（その他）

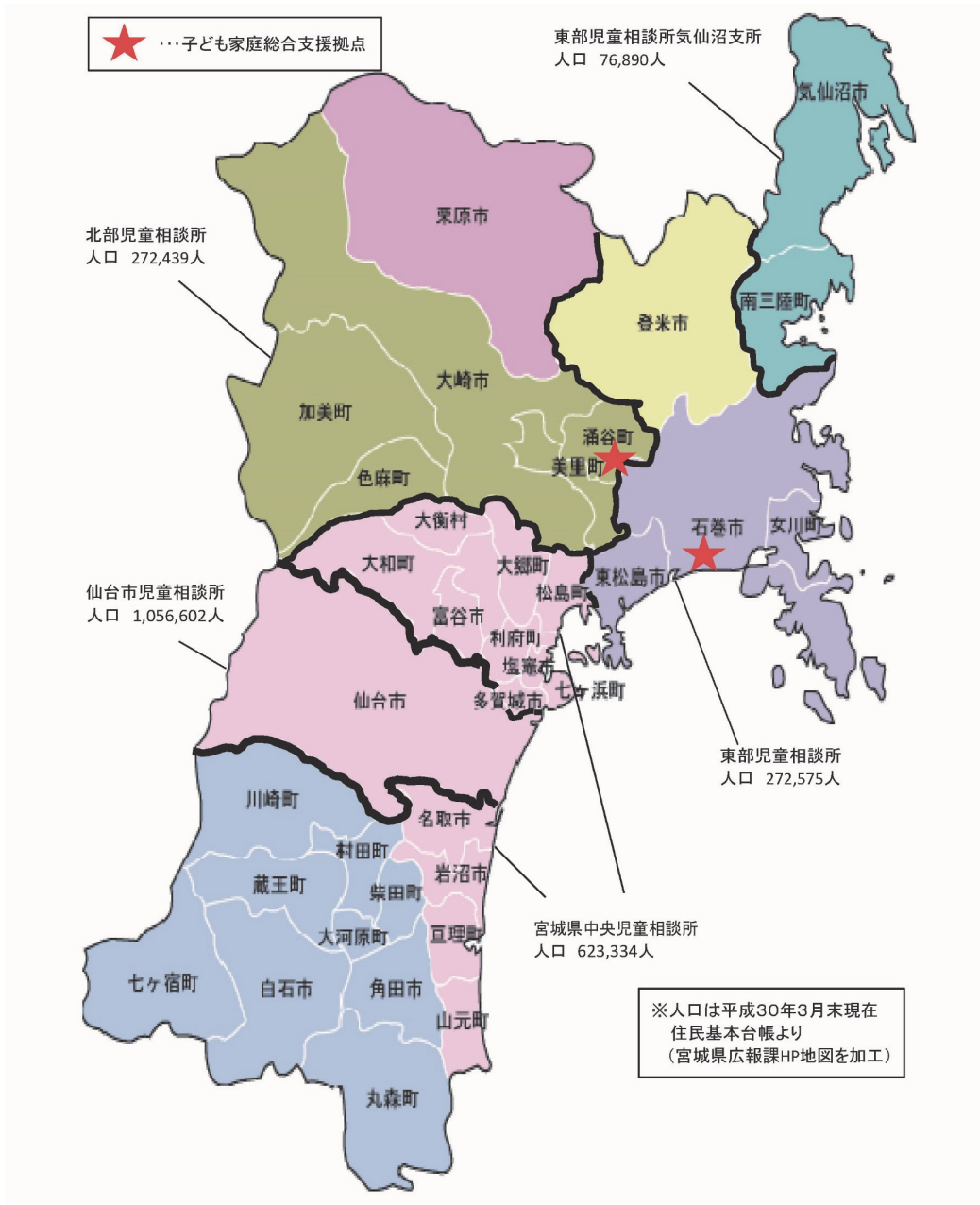
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 宮城県

## 1. 児童相談所の管轄区域



## 2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

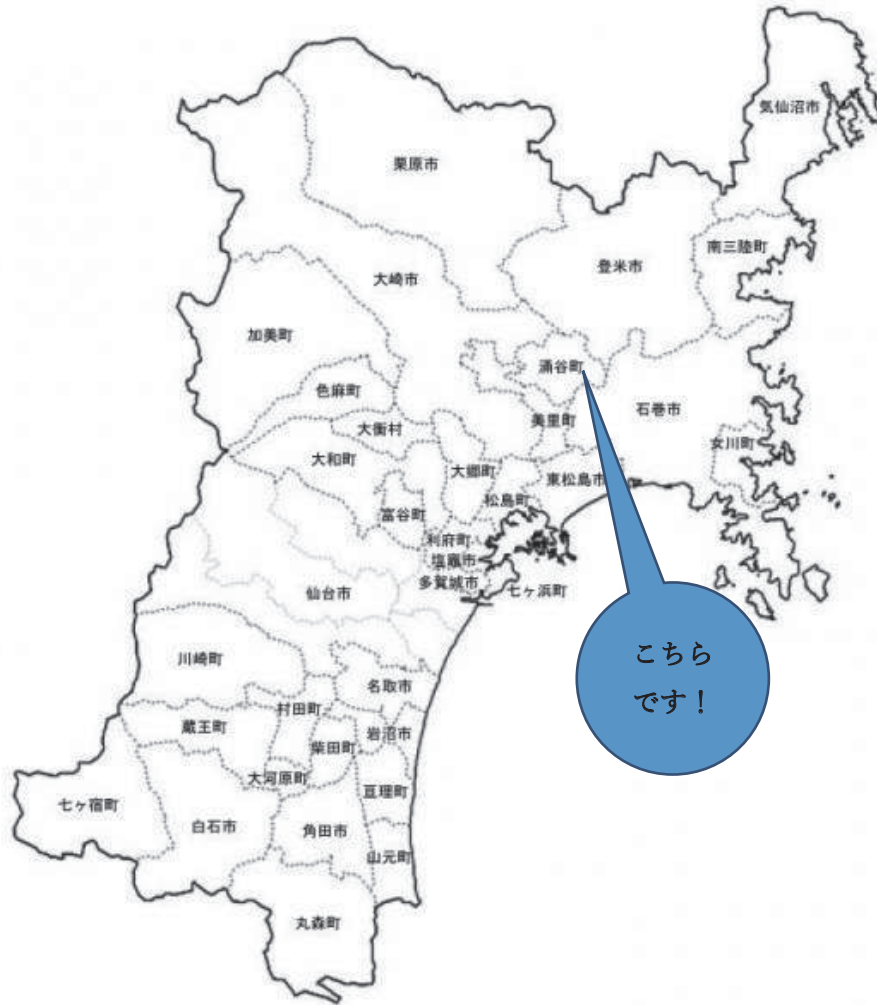
設置済み (2019年3月現在)	涌谷町、石巻市
今後の設置予定	未確定

# 宮城県涌谷町ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 1 月 30 日

## 1 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：82.08km<sup>2</sup>

③人口：16,485 人(平成 30 年 4 月 1 日現在)

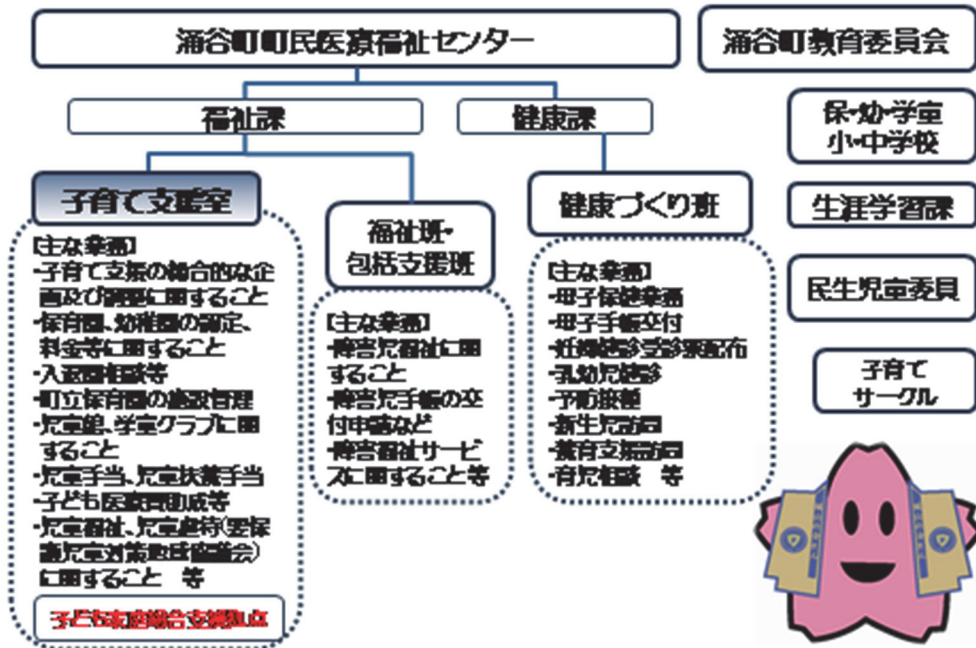
④児童数：2,147 人(平成 30 年 4 月 1 日現在) ※18 歳未満の人口

⑤出生数：79 人(平成 29 年度)

⑥類型（小規模等）：小規模 A 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

## 子育て支援に関する連携

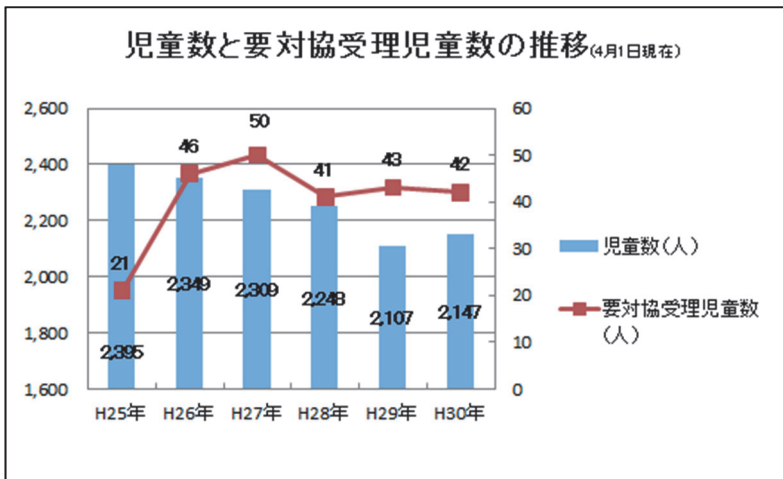


その他、組織図及び体制図等は別添ファイルにて報告

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）



- 平成 29 年 4 月に福祉課へ子育て支援室が新設、専門職が配置され、支援拠点を設置。
- 平成 29 年 4 月から児童福祉部門での専門的な相談を開始。以前は健康課の母子保健で実施。
- 平成 29 年度の相談件数は延べ 600 件弱。平成 30 年度は 1 月時点で延べ 1, 000 件に増加している。

## イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

### ①実情の把握

#### <初期把握>

- ・当室へ相談や通告を受けると、まずは健康課健康づくり班(母子保健担当)で管理している「母と子の健康記録」及び「母子保健担当ケースファイル」を参照し、妊産婦期及び乳幼児期の問題や関わりを確認。

#### <ポピュレーション把握(母子保健分野)>

- ・母子手帳は健康づくり班の保健師が個室で一對一で丁寧に聞き取り交付しており、詳細な実情の把握に努めている。
- ・乳幼児健診を法定以外の4か月、7か月、1歳2か月、2歳6か月でも実施し、3歳まで手厚くフォローしている。

### ②相談対応

- ・他部署で経験を積んだ中堅職員(保健師・社会福祉士)と、教職員を退職した経験豊富な支援員で対応。
- ・外部で開催される研修へ参加することや個人的な研修を受け、対応力の向上を図っている。

### ③総合調整

- ・相談を受けて、3人の担当者(子ども家庭支援員)が検討し相談種別を振り分け、調査の必要性をアセスメント。誰がどのように調査を行うか総合的な判断を実施し、調整している。
- ・関係機関からの情報を集約、アセスメントし、ケース検討の開催や直接的な対応を実施。必要な機関への繋ぎなどを行っている。

### ④調査、支援及び指導等

- ・母や乳幼児の調査や支援、指導には女性が複数人で対応。父や児童の調査や支援、指導には男性と女性の職員が複数で対応するように工夫している。
- ・調査に行く場合は、出来るだけ情報を集め、より有効な声の掛け方や姿勢を検討。

### ⑤他関係機関との連携

#### <外部>

- ・平成29年4月の拠点設置後、学校や幼稚園、保育園等へ挨拶に回り相談拠点の周知を図ると共に、各関係機関と顔つなぎを行い、関係機関の虐待担当者を確認した。
- ・区長会議や、児童民生委員協議会へも参加し、周知及び顔つなぎを実施。
- ・児童民生委員の児童福祉部局へは、児童虐待の研修会を当所より開催した。
- ・平成29年1月子育て支援ガイドブック「みんなで育てようわくやっ子」を作成し、配付。

- ・平成 30 年 6 月各関係機関や職員向けに「児童虐待通告の手順や虐待に気付くためのチェックリスト」を作成し、誰でも迷わず相談通告できるよう様々な場面で説明しながら配付し連携を図ると共に、虐待の早期発見に努めている。

<内部>

- ・母子保健部門、高齢者や障害・精神担当部門の専門職の相互人事異動により、部署間の連携がスムーズにできる。また、母子保健、福祉、虐待部門が同一フロアにあり、ハード面でも連携しやすい。
- ・児童福祉、保育所、生活保護担当の事務部門と連携し、手続の機会等を利用し繋いでいる。
- ・児童福祉部署を経験した、水道課や住宅担当等の職員との連携によりライフライン関連の情報を支援に活かすことが可能。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

### ①福祉課子育て支援室（青の太字職員が拠点の子ども家庭支援員）

平成 29 年 4 月

室長（事務職）	正職	1 名
事務職	正職	2 名
<b>保健師</b>	<b>正職</b>	<b>1 名</b>
<b>社会福祉士</b>	<b>臨職（常勤）</b>	<b>1 名</b>

平成 30 年 4 月

室長（事務職）	正職	1 名
事務職	正職	3 名
<b>社会福祉士</b>	<b>正職</b>	<b>1 名</b>
<b>保健師</b>	<b>正職</b>	<b>1 名</b>
<b>教員退職者</b>	<b>臨職（非常勤）</b>	<b>1 名</b>
事務職	臨職（常勤）	2 名

### ②子ども家庭支援拠点（子ども家庭支援員の状況）

平成 30 年 4 月

区分	資格等	採用形態
子ども家庭支援員	社会福祉士	正職員・常勤
子ども家庭支援員（調整担当者）	保健師	正職員・常勤
子ども家庭支援員	教職員免許所有者	臨時職員・非常勤

（臨時の事務職員 1 名に虐待関係の事務業務を担って貰っている。）



人員確保の工夫・具体例

- ・各部署と連携が図りやすいよう、母子保健部門や高齢・障害・精神担当部門から中堅の専門職を配置した。

### (3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- 現在設置に向けて検討中（別添イメージ図や組織図参照）

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- 現在思案中（別添イメージ図や組織図参照）

### (4) 児童相談所との連携

○適宜報告、相談を実施

- ・緊急時速やかな対応が図れるよう、普段から児相へ情報提供を実施。
- ・共有ケースは状況に応じ同行訪問。各訪問後は速やかに情報共有し、その後の支援計画を確認。
- ・児相ケース以外の支援検討会議にも参加して貰い、アドバイスを受けると共に、状況を把握して貰うことで緊急対応に備えている。

### (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- 担っている

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

○関係機関との連携について

- ・平成 30 年 9 月より、保育園、幼稚園、小中学校からは毎月「定期的な情報提供」を提出して貰い、要対協受理児童の出欠状況や、関係機関が懸念していることを確認している。
- ・その他、気になることがあれば、随時情報交換を行い、タイムリーな実情の把握に努めている。
- ・中学校とは毎月ケース会議を実施。要対協受理児童や家庭の状況確認及び支援方針の検討。その他、双方の気になる児童や家庭の情報共有を行い、リスクアセスメント等を行っている。
- ・要対協の実務者会議等で顔の見える関係作りを行い、相談しやすい体制作りを努めている

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



福祉センター入り口横の相談室



乳児健診室横の相談室



相談室には胎児の模型があり、相談者に説明しやすくしているとのことだった。



福祉課窓口横にはベビーベッドのほか、おもちゃなどもあった。



これらのおもちゃは職員の方による手作り。とてもかわいらしかったです。

#### 4 研究チームからのコメント

人口1万6千強、児童数2千強の自治体における支援拠点のあり方として、現時点での体制作りと実際の相談・ソーシャルワーク機能としては報告書のとおりであり、初期対応や相談の相手方によりきめ細かな対応を行っており、全国モデルとなる。

包括支援センターと支援拠点の役割分担については、全国の自治体において、ともに機能設置であるため、一層悩みが多くなるとの話をきく。保健部門と子ども福祉部門との間で、役割分担等でもめるということである。涌谷町においては、室長と担当保健師を中心に、自治体に抽象的な形で支援拠点を位置付けるのではなく、課・係の所掌に明確に位置付けようとしている。行政組織は所掌事務を明確にすることで役割分担が明確になるのであり（法律による行政の原理）、その意味で、包括支援センターの仕事はどの部分をどの組織が担い、支援拠点の仕事はどの部分をどの組織が担うのか、組織内で協議を重ねてきている。涌谷町の所掌に落とし込んだ包括支援センターと支援拠点のあり方は他自治体の参考となろう。

具体の細かな所掌なしで大きくりの包括支援センターと支援拠点の話をしていても実際の運営上支障が出てくるのであり、その意味では支援拠点作りに不可欠な過程を踏んでいるといえよう。

実際の機能面では繰り返しになるが、現体制の子ども相談に係る専門性は非常に高く、ヒアリング行った研究代表の感想としては、支援拠点を設置する場合に、大切にしていかなければならないことについて、他の自治体へのアドバイスをお願いしたいと考えている。実際の相談対応等において他の自治体の模範なろう。

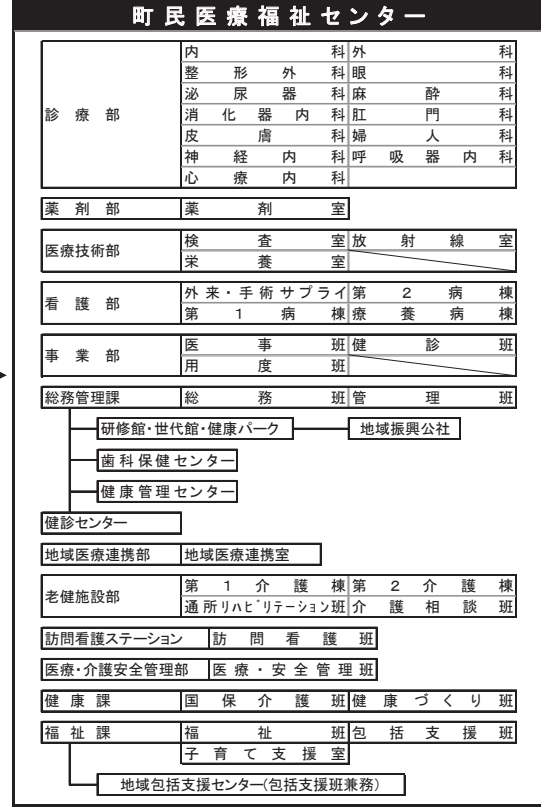
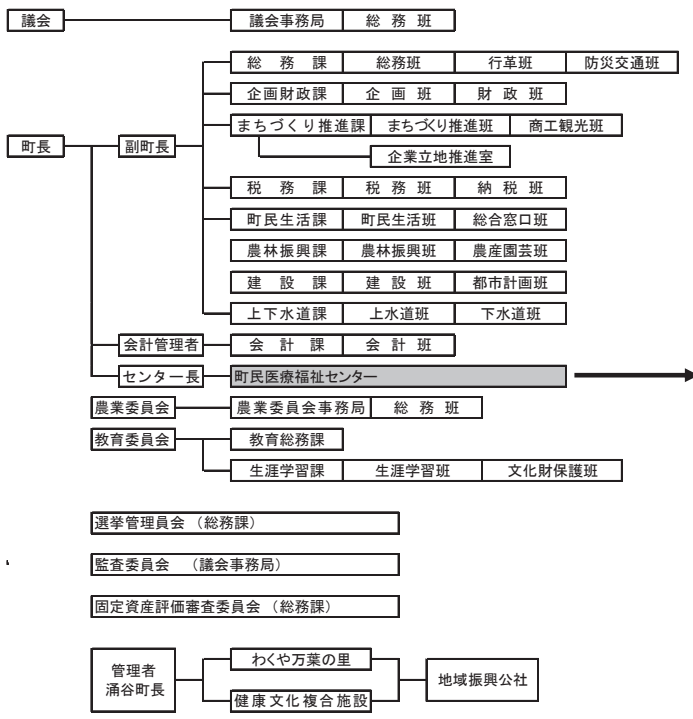
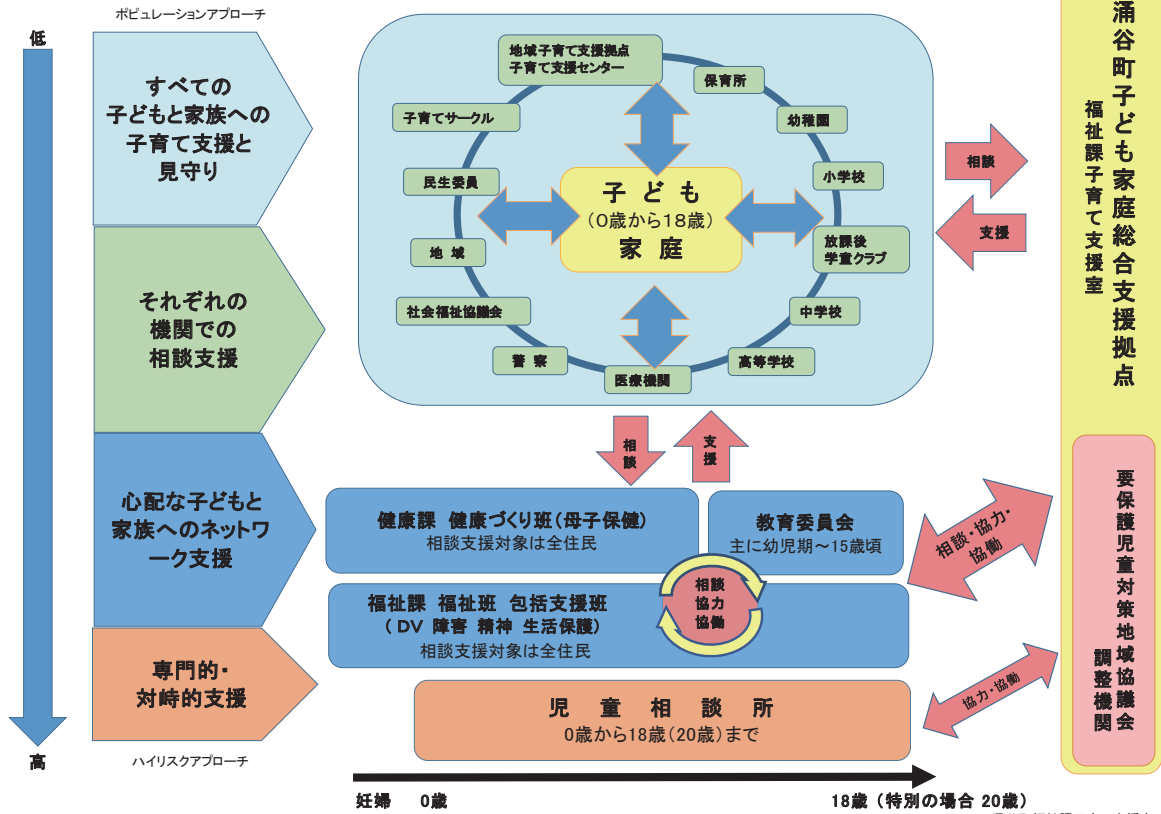
その他の特徴としては、組織図の話に戻るが、「涌谷町民医療福祉センター」という枠組みに、福祉課も健康課も含まれており、母子保健と福祉はもともと一体的である。丁寧かつ重厚な母子部門による初期対応から支援拠点へのつながりがなされる（支援拠点担当の保健師がそもそも母子保健からの異動であることも双方の風通しを良くさせている。）。さらに、病院が隣の建物であり、支援拠点でケース対応に迷いが生じた場合に、迅速に病院医師の見立て等の援助を受けられるのは、とても強みとなっている。

予防にも非常に力を入れている。

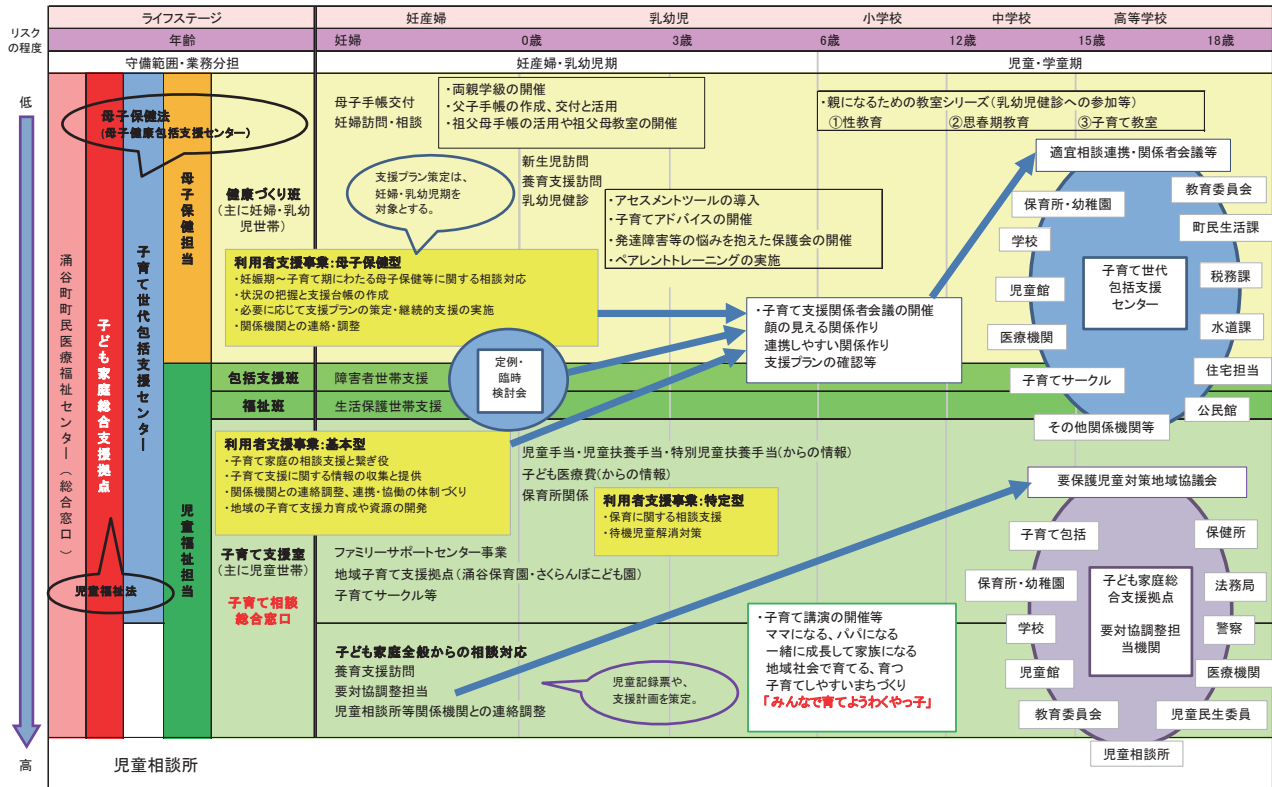
研究代表 鈴木秀洋

～ 子どもを守る体制（みんなで育てようわくやっ子） ～

リスク段階によるアプローチ

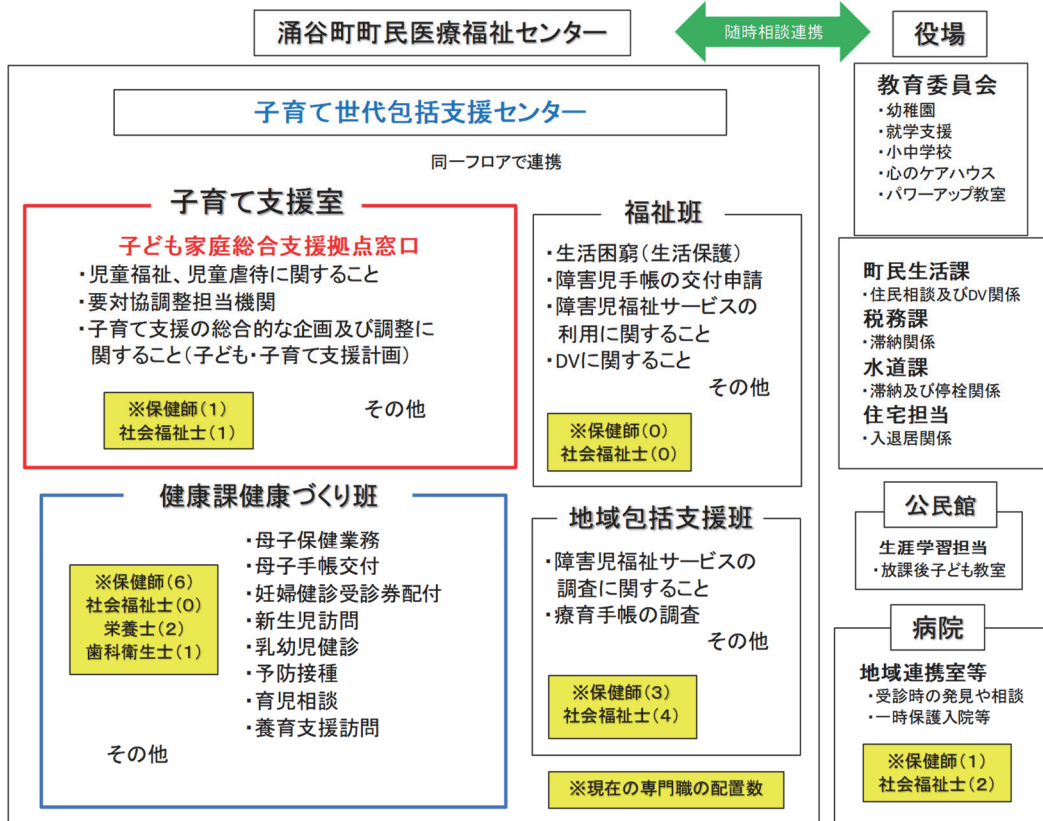


浦谷町子育て支援体制・業務等関係イメージ図(暫定)



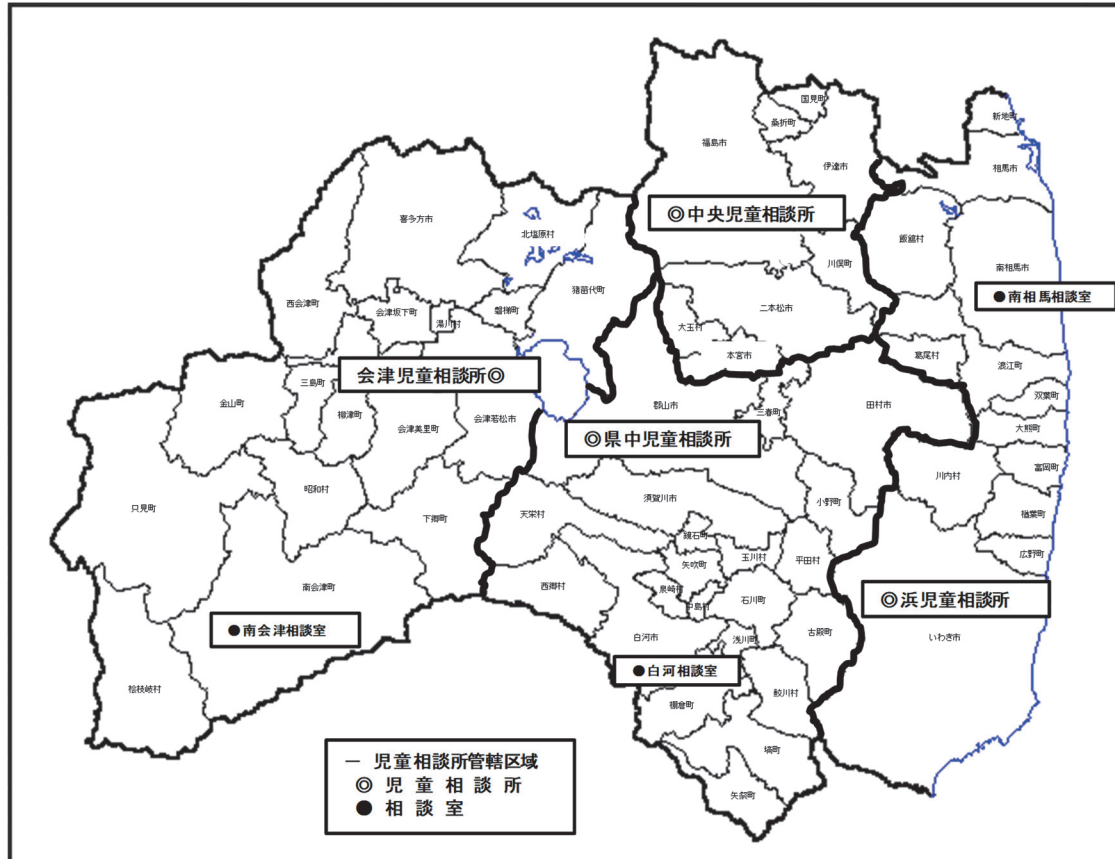
※口に記載した・事業は、子育て世代包括支援センターの検討会にてメンバーより出た意見を記載。今後実施予定。

浦谷町子育て世代包括支援センターの組織図(案)



# 福島県

## 1. 児童相談所の管轄区域



## 2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み（2019年3月現在）	西会津町、小野町
今後設置予定	未確定

# 福島県福島市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2019年2月14日

## 1 自治体の概要

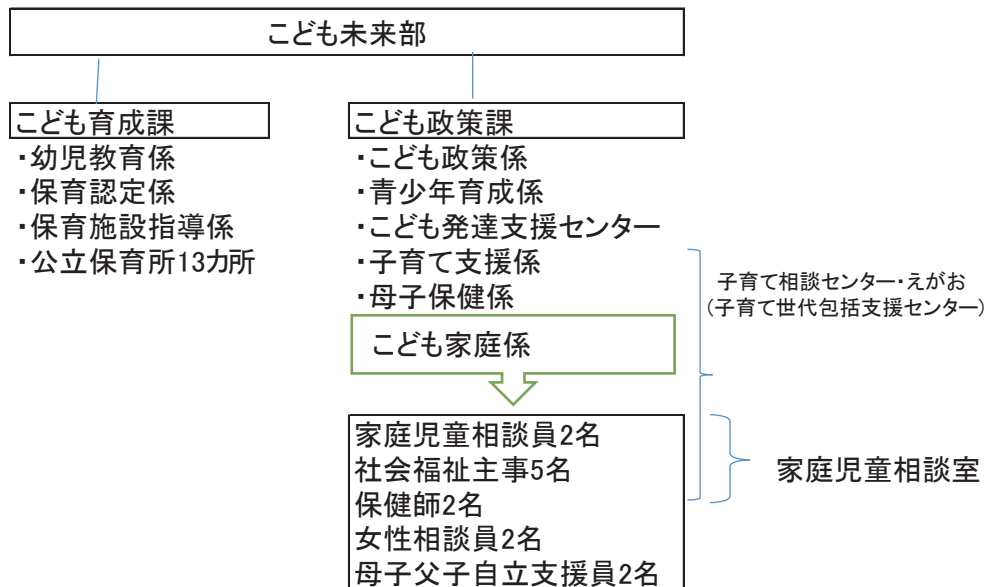
① 県内地図（県内の市等の位置）

福島市



- ② 面積：767.72K m<sup>2</sup>
- ③ 人口：280,276人 (H30.4.1)
- ④ 児童数：44,368人
- ⑤ 類型（小規模等）：中規模

## 2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



- 子育て相談センター・えがお（子育て世代包括支援センター）は平成28年4月1日設置
- 子ども家庭総合支援拠点は家庭児童相談室の拡充による設置を予定している。

### 3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

※支援拠点の設置は平成32年4月1日を予定しており、現在は、設置に向けた準備段階

#### (1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移

《年度別種類世帯数》

(件)

年度	総計	養護相談児童虐待	養護相談その他	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他
H27	260	86	115	1	8	1	21	28
H28	417	160	184	0	11	2	20	40
H29	426	142	215	2	10	7	23	27

《児童虐待が疑われる相談の種類別受付件数》

虐待の種類	世帯数
ネグレクト	57
心理的虐待	43
身体的虐待	39
性的虐待	3
合計	142

《年度別実施内容件数》

(件)

年度	実施内容	総計	入電	架電	来所相談	家庭訪問	施設訪問	個別ケース会議 (要対協)	簡易なケース検討	他機関からの情報提供	他機関へ情報提供	その他
	児童数	8,015	761	847	410	404	218	157	216	3,672	1,323	7
	特定妊婦	225	24	18	11	10	8	8	9	93	44	0
平成29年度	世帯件数	4,722	555	524	191	272	103	58	89	2,153	761	16
	児童数	9,342	911	1,057	402	528	215	128	144	4,486	1,443	28
	特定妊婦	152	10	15	6	6	8	7	12	73	34	0

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

※以下は現状である。



### ①実情の把握

- ・子育てセンター・えがおにおいて、妊娠届の全数把握をしており、妊娠届に来所した妊婦については、助産師・保健師が面接し相談対応している。
- ・乳幼児健診、予防接種の保健情報や障がい手帳の有無などの情報が集約されている保健福祉情報システムにより、家庭全体の状況を把握している。
- ・地区の情報に関しては、健康推進課地域保健係の地区担当保健師等と連携し情報の集約に努めている。
- ・居住実態が把握できない児童については、保育所、幼稚園、学校等各担当課に照会をかけ、庁外の施設についても調査依頼をかけている。また、庁内連携のなかで医療情報も確認している。

### ②相談対応

- ・一般子育てに関する相談から養育困難な家庭、虐待に関する相談など、妊娠期から子育て全般に関する相談に対応している。
- ・相談内容をアセスメントし、他関係機関に繋ぐ必要のあるケースについては連携を図っている。

### ③総合調整

- ・虐待通告、相談のあったケースについては、受理会議を開催し組織としての対応方針のもと、関係機関との情報共有や個別検討会を開催し役割分担、主担当を明確にし、支援をしている。

### ④調査、支援及び指導等

- ・虐待通告、相談があったケースについては、家庭児童相談室内で把握できる情報（住民台帳、保健福祉情報）を確認。また、相談の係属歴、訪問の係属歴等確認し全体像を把握したうえで対応している。
- ・社会福祉主事は、それぞれ地区を担当しており、組織の対応方針が出たら、各担当が支援にあたる。また、訪問等は2人体制で実施。
- ・担当者が不在で対応ができないという状況を避けるため、記録は共有できるようシステムにより情報の共有を図っている。

### ⑤他機関連携

- ・要体協管理ケースのみでなく、他のケースについても、要体協のネットワークを活用し支援している。
- ・関係機関と役割分担しながら支援にあたっている。
- ・情報を共有し、役割分担のなかで、関係機関から注意喚起をするなどのケースもあり、連携が図られている。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ①H31 年度心理担当職員の雇用、家庭児童相談員の専門職配置により拠点の整備を図る。
- ②拠点設置時においては、社会福祉主事の1名増員、専門職の嘱託職員の3名雇用に向けて要望していく。

### (3) 保健部門との一体性・連携

#### ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

平成 28 年 4 月 こども未来部 こども政策課 に設置・・・現体制等別添参照

#### イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ① 妊娠届出のあった全ての妊婦をアセスメントし、必要なケースには妊娠期から養育支援訪問事業等に繋ぐ他、産後ケア等母子保健事業を活用し、母子保健係、こども家庭係、健康推進課地域保健係と連携対応している。
- ② こども家庭係の職員は子育て世代包括支援センターの職員を兼務しており、役割分担をしながらケース対応にあたっている。
- ③ 同じ課に母子保健部門と家庭児童相談室があることで、顔の見える連携や緊急対応がしやすい体制となっている。

### (4) 児童相談所との連携

- ① 要保護児童管理ケースの終結、及び現在児童相談所が主担当で支援している（措置児童、一時保護児童）ケースの情報の共有が必要である。
- ② 各担当レベルでの情報や対応の共有をしているが、お互いに組織判断としての対応の共有が必要。児童相談所からケース対応の指導や指示があるが、組織としての判断なのか担当の判断なのか悩む時がある。
- ③ 児童相談所が隣接していることもあり、電話連絡のみでなく、顔の見える連携がとりやすい。

### (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

#### ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・ 家庭児童相談室が要対協調整機関を担っている。
- ・ 児童福祉士任用前研修を受けた職員が 3 名、保健師が 2 名おり、研修を受けた社会福祉主事が要保護児童対策調整機関の調整担当者として業務を実施している。
- ・ 福島市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱を策定し運営している。また、「福島市要保護児童対策地域協議会で扱うケース管理要領」を作成し、ケース管理にあたっている。

#### イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・ 実務担当者会議においては、事例検討会を実施し多方面からの意見をもらいながら支援にあたっている。また、事例検討を実施することで、関係機関ができることを共有することができ、実際に自宅分娩を繰り返している特定妊婦が、医療機関や消防の協力により、安全に医療機関で出産できたケースがあった。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

(福島市保健福祉センター2階 事務室)



(福島市保健福祉センター2階 相談室)



(福島市保健福祉センター3階 相談室)



(福島市保健福祉センター4階 母子交流スペース)



(福島市保健福祉センター4階 母子交流スペース)



#### 4 研究チームからのコメント

福島県下の中核市として、人口 28 万程度、児童数 4 万 4 千という規模の自治体が支援拠点を整備する過程として、ヒアリングに応じてもらった。支援拠点を整備した後の自治体の報告書ばかりでなく、これから整備する場合にどのような点に課題を抱えているのかについても報告書に掲載することが、今後支援拠点整備を目指す他の自治体にとって参考になると考えたからである。研究チームとしても今後アドバイスができればと考えている。

既に包括支援センターを設置、そして同じ課に母子保健部門と家庭児童相談室があることで、顔の見える連携や緊急対応がしやすい体制が整備されている。支援拠点の業務としての 4 業務についても丁寧かつ確実な対応をしていることが聞いてとれた。

現在、チーム内にどのようにして心理職を確保できるか模索しており、その配置の見通しがつけば、自信をもって拠点との宣言ができよう。子ども視点で確実な体制を着実に構築して行こうとの姿勢が印象的である。

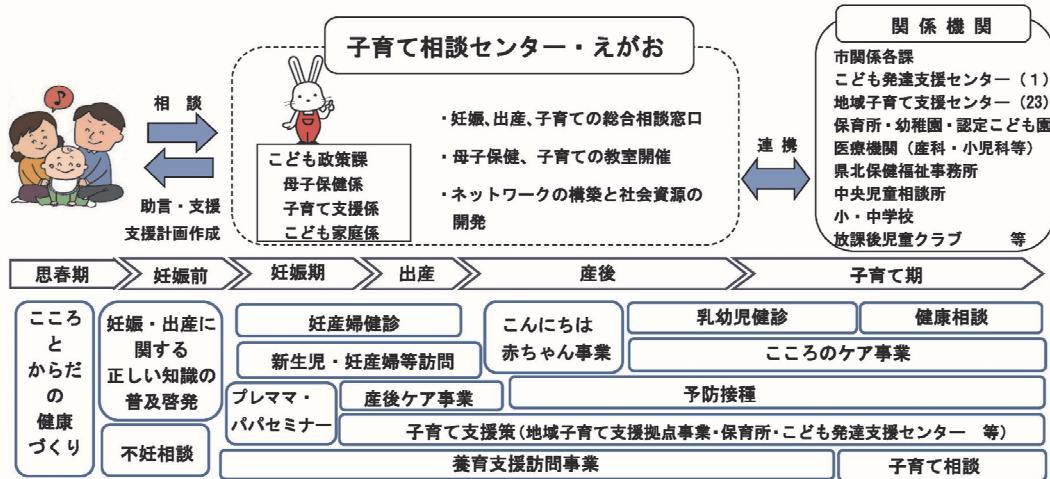
研究代表 鈴木秀洋

(子育て世代包括支援センター)

## 『福島市子育て相談センター・えがお』にご相談ください！

妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談支援を行う総合窓口です。  
 保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士・保育士などが相談に応じたり、関係機関と連携して必要なサービスを紹介するなど、  
 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。  
 「初めての妊娠や出産で不安がある」「子どもへの関わり方が分からない」「子育てがづらい」など、どんなことでもお気軽に  
 ご相談ください。

住所：福島市森合町10-1（福島市保健福祉センター 2階 子ども政策課 内）  
 電話：024-525-7671



### 「福島市子育て相談センター・えがお」について

組織と事業内容

福島市 子ども未来部 子ども政策課 子育て相談センター・えがお(課内室) 【29名】		子育て支援係	子ども家庭係
係名	子育て支援係	子育て支援係	子ども家庭係
主な役割	妊娠から出産育児まで通しての相談支援	子育て期の相談支援 子育て環境の整備	専門的な支援が必要な 子育て家庭への支援
職員	保健師(12) 助産師(2) 看護師(1) 歯科衛生士(1) 栄養士(1) 【17名】	子育てコーディネーター(3) (保育士・教諭) 【3名】	保健師(2) ケースワーカー(5) 家庭児童相談員(2) 【9名】
予算	利用者支援事業(母子保健型) 助産師(嘱託:2名)・栄養士(臨時:1名)	利用者支援事業(基本型) 子育てコーディネーター(嘱託:2名)	
☎	024-525-7671	024-525-3767	024-525-3780
事業内容			
①妊産婦及び乳幼児等の実情把握			
②妊娠・出産・子育てに関する相談対応・情報提供・助言・指導			
③支援プランの策定			
④保健・医療・福祉関係機関との連絡調整			
⑤母子保健事業			
妊産婦出・母子健康手帳交付、 プレママパパセミナー、 妊産婦健診、 低体重児届出、妊産婦・乳児等訪問 指導、 産後ケア事業、乳幼児健診、 離乳食教室 等		⑥子育て支援事業	
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター :23か所) ファミリーサポートセンター事業 すまいるアップ福島 運動遊び 等		養育支援訪問事業、 子育て短期支援事業、 要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止事業 等	
小児慢性特定疾病対策事業 不妊治療費助成事業		母子父子寡婦福祉資金貸付	



健康推進課 地域保健第一二係	子ども発達支援センター	子ども育成課 保育認定係
乳幼児健診 育児相談 訪問指導等 (乳児家庭全戸訪問事業含む)	子ども発達相談会 発達支援連携事業 医療型児童発達支援事業	保育所入所相談等 保育所入所児の虐待防止対応 等

## 福島市要保護児童対策地域協議会で扱うケース管理要領

- 1 目的  
虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等（児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。）の早期発見や適切な保護の支援を図る。
- 2 対象者  
緊急性が高いもしくは、保護者等の同意に基づく支援が困難と想定される児童等を管理ケースに登録する。
  - (1) 「要保護児童」ケースの登録基準例
    - ・ 関係機関から通告や相談があったケースの中で、アセスメントし要支援よりも重度と判定されたもの。
    - ・ 親が監護することが不適切と判断される児童で、虐待受理会議及び「実務者会議」及び「個別ケース検討会議」での検討等を踏まえて登録が必要と判断されたもの。
    - ・ 情報収集の結果、虐待があり、要保護児童対策地域協議会によるネットワークでの支援が継続して必要と調整機関が判断したもの。
    - ・ 調整機関に通告があったもののうち、調整機関以外の関わりが必要と判断されたもの。
    - ・ 以下の①から③のいずれかにあてはまるもの
      - ① 「困っている、気になっている子ども、家庭」で複数の機関が心配しているケース
      - ② 子どもが所属する機関の関わりだと処遇困難なケース
      - ③ 虐待が疑われるケース、児童相談所との連携を図りたいケース
  - (2) 「要支援児童」ケースの登録基準例
    - ・ 「養育支援訪問事業」の支援計画と評価にあたって「個別ケース検討会議」を開催したケース
    - ・ 保護者の養育について相談や福祉サービス提供等の社会的な援助を必要とする児童
  - (3) 「特定妊婦」ケースの登録基準例
    - ・ アセスメント会議の結果助産師等派遣の調整を行ったケース（若年妊婦、精神障害を持つ妊婦、知的障害のある若年妊婦、管理ケース世帯における妊婦、児童相談所が既に関わっている世帯における妊婦など）
- 3 管理方法
  - (1) 関係機関は守秘義務を課してその児童等に関する情報を共有し、適切な連携のもとで支援を行う。
  - (2) 調整機関は、主たる支援機関の決定や確認、支援方針の決定や見直しについて定期的（要保護児童はおおむね3ヶ月、要支援児童はおおむね6ヶ月、特定妊婦は随時）に進行管理を行う。
  - (3) 変化が無く膠着状態にあるケースや悪化しているケースは支援の見直しを対象として、個別ケース検討会議の開催を検討する。
  - (4) 他機関参加の「進行管理会議」（実務者会議）では、支援内容の検討や新規ケースの照会を行い、適切に支援をなされているか確認する。

(5) 進行管理のもと適時終結（登録終了）の判断を行う。

### 4 ケース終結判断の目安例

- (1) 虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査をした結果、支援の必要がないと判断をしたとき
- (2) 支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断をしたとき（解決の他、軽減、緩和も含む）
- (3) 心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引継ぎがおえたとき。
  - \* 「1」でも安定している、情報変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。
  - \* ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは継続管理、特定妊婦および乳児のケースに関しては1歳6か月までケースの継続管理を行う。
  - \* 支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化した時には連絡を入れてもらい、再受理・対応ができれば旨を伝える。
- (4) 管轄外への転居（必要に応じて情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する）。
- (5) 子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じ適切な支援機関に引継ぎを行う。
- (6) 養子縁組により親子が分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき。
- (7) 子どもが死亡したとき。
- (8) その他（相談種別の変更など）。

この要領は平成30年4月1日から施行とする。

※平成31年1月10日修正

# 福島県田村市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 2 月 14 日

## 1 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



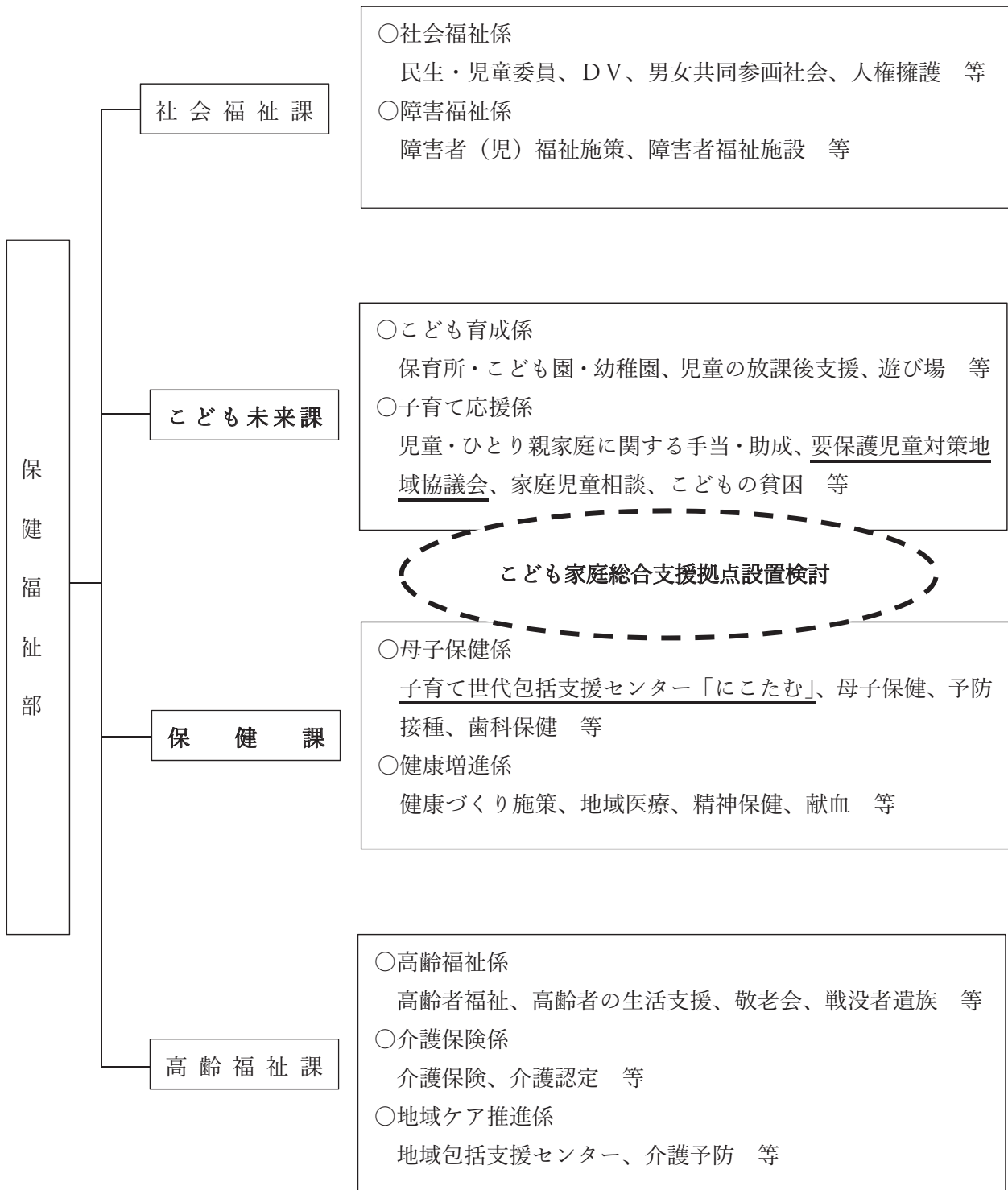
②面積：458.33 平方キロメートル

③人口：37,050 人、世帯数：12,640 世帯（H31.1.31 現在）

④児童数：4,913 人（H31.1.31 現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 A 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）





### 3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

#### (1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	相談件数	左記のうち 虐待と判断 された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致 ケース	一時保護
			身体的虐 待	心理的 虐待	性的虐 待	ネグレ クト		
H27年度	140	2	1	0	0	1	0	2
H28年度	146	4	2	0	2	0	0	4
H29年度	125	0	0	0	0	0	1	6
H30年度 (H31.1末日現在)	120	6	5	1	0	0	0	8

(件)

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

##### ①実情の把握

- ・月に1度、子育て世代包括支援センター担当保健師・助産師（保健課）及びスクールソーシャルワーカー・指導主事（教育委員会学校教育課）との会議をそれぞれ設け、新規ケースや対応困難ケースについて情報共有し、虐待の未然防止に努めている。
- ・家庭環境や経済状況、過去の相談歴等、関係機関から必要な情報を収集し、包括的にアセスメントしている。

##### ②相談対応

- ・基本的に通告のあったその日に被虐待児の安全確認を行っている。
- ・家庭児童相談員及び担当職員の2名体制で対応している。
- ・常に子どもの権利保障を意識し、相談者のニーズに応じた支援を行っている。

##### ③総合調整

短期目標、長期目標に到達できるよう各々の機関でできることを協議し、役割分担を明確にして取り組んでいる。

##### ④調査、支援及び指導等

- ・虐待（疑い）を発見した場合、「虐待発見記録」として発見者が統一した書式で報告できるよう「田村市児童虐待対応マニュアル」に組み込んでいる。
- ・在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの導入を検討している。
- ・平成30年度より相談記録様式をデータ化し、世帯ごとではなく子どもごとのファイルを作成、管理している。

##### ⑤他関係機関との連携

- ・要対協における個別ケース検討会議や実務者会議を通じて情報の共有を密に行っている。

- ・必要に応じて、保健師、生活保護ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員等との同行訪問を実施している。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・田村市では、子ども家庭支援員を常時2名の配置が必要となる。
- ・現時点では、要対協または子育て世代包括支援センターに属する人員より、①保健師、②社会福祉士、③学校職員免許法に規定する普通免許状を有する者のいずれかの人員について配置を検討している。

## (3) 保健部門との一体性・連携

### ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

平成30年4月に子育て世代包括支援センター「にこたむ」を設置した。

### イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・月に一度、ケースについての情報共有、子育て世代包括支援センターの運営状況や課題等について協議する会議を設けている。
- ・子育て世代包括支援センター、要対協で担当するケース一覧についてデータで共有している。
- ・出生届提出により当課で対応した全ケースについて子育て世代包括支援センターへつないでいる。

## (4) 児童相談所との連携

- ・児童相談所と市では一時保護の考え方にずれが生じているため、在宅支援共通アセスメント・プランニングシートを導入し、共通の指標をもって認識のずれを解消していくことが必要である。
- ・今年度より実務者会議の進行管理部会を開催し、個別のケースだけでなく登録ケース全体について児童相談所と情報共有を行っている。

## (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

### ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・現在、こども未来課が要対協調整機関を担い、専門職を配置している。
- ・平成18年9月に田村市要保護児童対策地域協議会設置要綱を設置。
- ・支援拠点の中に子育て世代包括支援センター「にこたむ」及び要対協の位置付けを考えている。

### イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・平成30年8月に「田村市児童虐待対応マニュアル」を作成し、市内の保育所・こども園、児童館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、児童が属する全機関に配布した。
- ・子育て世代包括支援センター、教育委員会との情報共有の会議を月1回開催している。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

【こども未来課】



【保健課、子育て世代包括支援センターにこたむ】



【全体風景】



【こども未来課前きつずる一む】



【こども未来課に隣接する相談室】



【相談室内】



#### 4 研究チームからのコメント

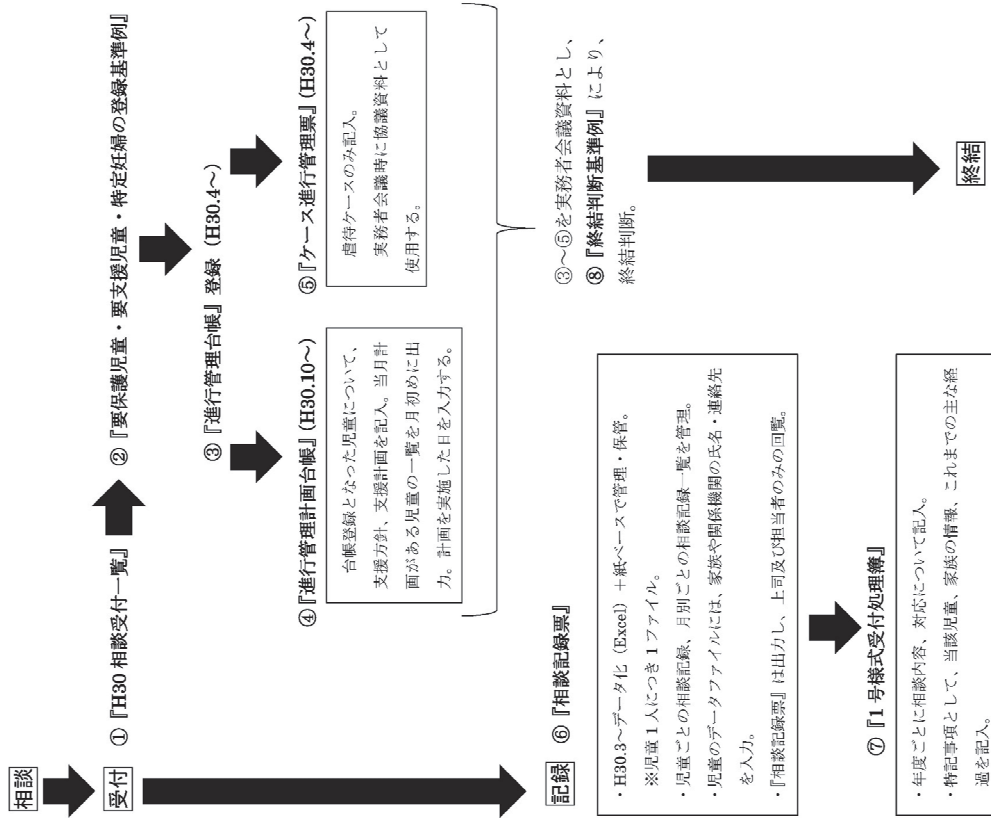
田村市は、支援拠点整備に向けて検討している自治体の例（課題や悩みを含めて）として紹介するものである。

児童人口5千弱の自治体において、従前から支援拠点の4業務を行ってきた。支援拠点と包括支援センターとの関係性に悩んでいるようであり、私としては、このスタートアップマニュアルの説明をするとともに、包括支援センターに係る要綱と支援拠点に係る要綱を整備し、組織における所掌（役割分担）を明確にすることが明確になって良いのではないかとアドバイスを行った。再度関係部署と協議を行っていくとのことで、支援拠点設置まじかと考える。

研究代表 鈴木秀洋

田村市要保護児童対策地域協議会運営内容

1 相談・管理について



【その他】  
虐待(疑)通告/施設入退所児童/里親委託/一時保護児童/児童相談所定期相談会/個別ケース検討会議/過年度介入児童 について一覧を作成。

2 会議運営について

(1) 代表者会議

	H29 年度	H30 年度
実施日	H29.5.30 (火) 13:30~15:10	H30.8.8 (水) 13:30~15:00
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会概要</li> <li>田村市の相談状況</li> <li>講義 (県中児童相談所) 「管内児童虐待の状況について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会概要</li> <li>田村市要保護児童対策地域協議会設置要綱改正 (案)</li> <li>講義 (県中児童相談所) 「児童虐待について」</li> <li>意見交換</li> </ul>

(2) 実務者会議

	H29 年度	H30 年度
実施日	H30.3.26 (月) 13:30~14:30	<b>【進行管理部会】</b> ①H30.9.27 (木) 14:30~16:20 ②H30.12.20 (木) 13:30~16:00
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会概要</li> <li>ケース進行管理 (虐待ケース、要保護児童ケース) 今後の実務者会議運営について</li> <li>広報・啓発活動について</li> <li>田村市虐待対応マニュアル</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会概要</li> <li>講演</li> <li>「子どもの貧困問題から見えてくること」</li> </ul>

※今年度から進行管理部会とテーマ別勉強部会の2部構成とした。  
※今後の予定として、第3回進行管理部会を8月に開催予定。

(3) 個別ケース検討会議

	H29 年度	H30 年度 (H31.1.31 現在)
実施回数	16回	25回

※今年度から会議録を関係機関へ配布。

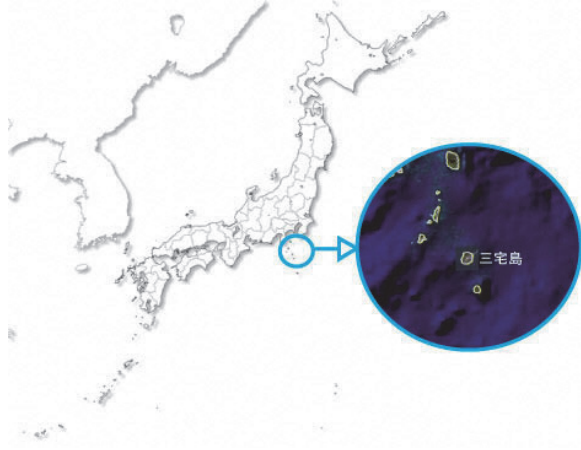


# 東京都三宅村ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成31年2月25日

## 1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：55.26 km<sup>2</sup>

③ 人口：2,482人（平成30年4月1日時点）

④ 児童数：253人（平成30年4月1日時点）

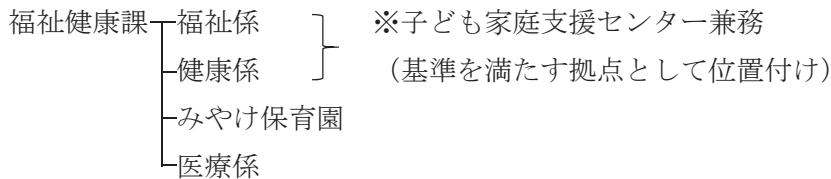
⑤ 類型（小規模等）：

小規模A型 常勤の家庭支援員（保健師）2名以上

※市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の基準を満たす拠点として位置付けている。

## 2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

三宅村役場（臨時庁舎）



## 3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

### (1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	養護相談	保健相談	非行相談	育成相談	その他	合計
H27	4	0	1	0	2	7
H28	2	2	1	6	0	11
H29	3	0	1	7	0	11

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

### ①実情の把握

- ・住民基本台帳の照会や所属（保育園・学校等）の状況等を確認している。母子保健事業も子ども家庭支援員である保健師が兼務しているため、予防接種や乳幼児健診の受診状況など把握できている。
- ・要支援妊婦は母子保健事業で把握・フォローしている。
- ・小・中・高校とは、年2回の要対協の間に訪問を行う等して日頃から情報共有を図っている。
- ・保育園とは、心理相談員が来島する日に合わせて保育園観察を行っている。

### ②相談対応

- ・情報提供や通告があった場合には受理会議を行い、安全確保の確認を取る。
- ・必要に応じて児童相談所や警察等へ相談を行いながら対応を行う。
- ・課題は、小規模自治体であるため、情報漏洩を恐れ役場に相談したくない、役場には相談しづらいと相談をためらう住民もいる。相談者と支援者が交友関係にあたり保護者同士であったりすることも、それが相談に結びつかない一因となっていることも考えられる。

### ③総合調整

- ・個別ケース会議などで支援について検討する。
- ・利用できるサービスが少ないので、一時避難先として民宿を借り上げる取り組みを始めた。

### ④検査、支援及び指導等

- ・コミュニティが小さいことから、役場職員が対応することが困難な場合がある。その場合は、児童相談所の助言を得ながら、児童や保護者と信頼関係のある学校を窓口にしたり、民生委員に見守りを依頼したりしながら継続的に支援を行っていく。

### ⑤他関係機関との連携

- ・東京ルールに則って、児童相談所に助言を得ながらケース対応を行っている。
- ・個別ケース検討会議は、関りのある機関のみで開催している。
- ・教員や支庁職員等の異動に対応するため、通告等があった場合の流れを周知した。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

子ども家庭支援センター長1名、子ども家庭支援員3名（保健師）、事務担当1名。

## (3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

設置の方向で検討中。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・切れ目のない支援を行うため、出産前の特定妊婦等や乳幼児からの記録を個別管理している。



- ・日頃からこまめな報告・連絡は行っているが、月に1回、子ども家庭支援センター職員で会議を行い、進捗管理・情報共有・支援方針の確認を行っている。

#### (4) 児童相談所との連携

- ・東京ルールに則って児童相談所と連携しており、日頃からこまめに情報提供している。
- ・児童相談所の職員が年2回巡回相談にて来島するので、関係機関に出向き、関係者等と顔が見える状況を作っている。
- ・転出児童の情報提供や、内地で病院等とのケース会議がある場合に援助要請を行っている。

#### (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係  
子ども家庭支援センターが要対協調整機関を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・虐待等の疑いがあった場合の対応や連携の仕方について要対協で話し合いを行った。
- ・相談者の保護者や児童に不信感を持たれないように、役場内での相談は別室にし、電話対応においても窓口に来る他の住民に聞かれることがないように、状況に応じて席を移動する等して注意を払っている。また、児童相談所が来島して相談者と面接等を行う場合には、利用頻度の少ない公的施設を設定したりしている。

#### (6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

事務室（庁舎内 健康係）



子育て広場（阿古福社会館内）



#### 4 研究チームからのコメント

全国の自治体の中では小規模A型に位置付けられる自治体の数が圧倒的である。そのA型の中でも、さらに人口が2400程度、児童数が250程度という規模の三宅村の取組みは、他の小規模自治体にとって課題や取組手法を共有したいことだろう。さらに「島」としての特徴もある。

小規模自治体で顔の見える共同体的な生活が営まれてきた地域でかつ閉鎖的な島という空間で、児童虐待対応をすることの難しさを感じる。

まず住民同士の関係が濃密で代々その地に暮らしている人々にとって、虐待家庭のラベリングをされることは、他の自治体での状況以上に、その地域で生活していく権利を奪われること（と感じる）であることに思いを馳せる必要がある（その抵抗の強さ）。その意味では家庭への介入のタイミングと手法に多様で慎重な工夫が一層必要とされよう（このことは虐待家庭への介入を躊躇するという意味ではない）。ケースに応じた個別の支援の形を常に模索し、工夫している話が聞けた（報告書にも記載）。こうした観点からすれば、支援拠点は介入・保護機関ではなく、児童相談所との権限・役割分担を明確にしておく方が継続的な仕事のやりやすさにつながるし、何よりも住民からの相談の敷居を下げ、信頼関係を築きやすいことがわかる。

三宅村の福祉健康課では、センター長1名・事務担当1名・常勤3名の保健師がチームを組んで、あらゆる相談の窓口となり、初動の窓口で、住民の相談をしっかりと受け止め、さらに必要に応じてどの機関にどう繋げるのかが迅速な見立てあわせが行われている（包括支援センターの設置は宣言していないが、実際にその機能は支援拠点との同一機関が一体的に担っているように思える。）。またチームとしての事務担当との仕事の役割分担と連携がよくなされており、支援拠点のマネジメントを考える上で、相談担当と事務担当が組むチーム構成をすることが、支援拠点の機能を充実させる上で重要であることがわかる。

一方、島で緊急の介入が必要な時に島内に児童相談所がない三宅村ではどう対応するのか。これまで島外の児童相談所とのルールや見立てあわせで対応してきているとのことであるが、都の三宅支庁との連携や特に警察との連携が他の自治体以上に密になされており緊急対応が出来ているようである。教育や警察等の行政機関の職員は人が入れ替わることがあり定期的な顔が見える関係作りに力を注いでいるとのことであった。

最後に、全国の島同士の課題解決研究も進めて行かねばとの感想をもった。

研究代表 鈴木秀洋

三宅島の要支援家庭への支援体制（母子保健・子ども家庭支援センター）

対象者の基準（大枠）	対象者の把握方法及び支援	進行管理の担当部署
第4条（2） 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術提供等のための相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定妊婦はリスク要因が解消するまで、引き続き養育支援家庭とし、乳幼児全戸訪問事業を始めとして、定期的な訪問・面接を実施し、支援する。（健康係・母子保健）</li> <li>● 乳幼児健診（3、4ヶ月、6、7ヶ月、9、10ヶ月健診）</li> <li>● 育児教室等</li> </ul>	健康係（原則）
第4条（3） 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持改善、子の発達保障等のための相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1、6歳児健診、3歳児健診</li> <li>● 子ども心理発達相談・療育相談</li> <li>● 他機関（診療所・保育園・警察等）からの連絡</li> <li>● 小学校・中学校・高校との連絡会（年2回、9月、3月）</li> <li>● 児童相談所巡回相談（小学校・中学校・高校 年2回 6月11月）</li> <li>● 住民からの通報</li> </ul>	就学前の子どもは、健康係の管理か、子ども家庭支援センターの管理かは協議によって決める。（月1回の子家の会議にて）  要支援児童（学齢期以降）は原則子ども家庭支援センターが受理し、支援の進行管理を行う。  要保護家庭・要保護児童として受理し、子ども家庭支援センターが支援の進行管理を行う。
第4条（4） 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に適切に行なわれるための相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所からの連絡</li> <li>● （4）以外でも、養護（被虐待）、非行、育成等で児相に連絡し直接児相が関わるケース</li> </ul>	





# 神奈川県相模原市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 1 月 28 日

## 1 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



(出典：神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/cnt/f530001/p780102.html>)

※平成 31 年 2 月 12 日検索

### 【相模原市について】

- ・本市は首都圏南西部、神奈川県北部に位置する政令指定都市です。市内には、6つの鉄道路線が通り、近年は首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジが開業するなど、交通アクセスの良さを背景に、大きく発展を続けてきました。市の真ん中には相模川が横断し、東側には相模原台地、西側には丹沢山地・秩父山地が広がっており、また、市内には大規模な公園も多く点在しており、都心まで1時間という利便性の高さを持ちながらも、川や山を身近に感じることができる自然豊かなまちです。

②面積：328.91km<sup>2</sup>

③人口：722,863人（平成31年1月1日）

④児童数：112,416人（平成31年1月1日）

⑤類型（小規模等）：南区（中規模型）、小規模C型（緑区）

## 2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

<別紙参照>

- ・平成29年度にこども・若者未来局を新設し、子育て支援センターを各区に設置。
- ・子育て支援センターは、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能を有するとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割も同時に担っている。

## 3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

### (1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	虐待把握 人数	内訳				児相への 送致件数
		身体的	ネグレクト	心理的	性的	
平成27年度	821	188	409	222	2	20
平成28年度	678	169	304	202	3	56
平成29年度	926	188	508	228	2	60
平成30年度	615	132	311	171	1	29

※平成30年度は平成30年11月末現在

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

本市は、平成17年4月より要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）機能を備えた『こども家庭支援センター』を1か所開設後、平成22年4月に政令指定都市移行に伴い、児童相談所の開設とともに、子どもとその家庭の身近な相談窓口も含めた『こども家庭相談課』を各区に設置した。『こども家庭相談課』を市の児童虐待の一義的通告窓口と位置づけ、より専門的な相談や支援を行う『児童相談所』との相談体制を整理し、市が一貫して子どもに関するあらゆる相談を迅速に行えるよう体制整備を図った。

平成29年4月、『こども家庭相談課』は子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能を有する『子育て支援センター』となったが、平成17年より培ってきた、地域の児童家庭相談と要対協の機能を受け継いでいる。

- ① 子育て支援センターは子育て世代の総合相談窓口になっており、児童家庭相談や母子保健、保育園等入園調整等相談、療育相談、母子父子家庭相談、女性相談等の妊娠期から子育て期にわたる相談を受け付けている。また、行政機関、公立小中学校、保育園、幼稚園等、地域に向けて、児童虐待一義的通告窓口として周知しており、児童虐待の通告や相談等を受け付け、早期発見、早期対応に努めている。
- ② 相談対応に関しては、資格を有する職員配置を行い、要対協構成員や関係機関との連携の中で、児童虐待の通告対応やケース管理を行っている。個人情報の取り扱いについては要対協を活用している。
- ③ 関係機関との相互理解に基づく連携体制の構築に向けて、関係機関との連携会議（教育委員会、病院、警察、主任児童委員等）や要対協代表者会議（年1回）を行っている。

- ④ 虐待通告があった場合、子育て支援センターでは随時緊急受理会議を行い、要保護児童等と受理したものは、週1回の支援検討会議において、家庭の状況とリスクアセスメントを行っている。家庭や所属、地域調査及び支援方針を検討し、方針に基づいて家庭へ支援、指導、介入を行う。また、要対協構成員や関係機関との連携の中で、個別ケース検討会議を開催し、家庭状況を確認し再発防止に努めている。ケース管理については、3ヶ月に1回、全件チェックを行う体制を構築している。
- ⑤ 子育て支援センターでは、教育委員会との人事交流により、指導主事を配置し、虐待通告やその後の支援について、福祉と教育との連携強化を図っている。また、子育て支援センターは要対協機能を兼ねているため、要対協構成員を中心に、構成員でない関係機関からも要対協の承諾を得て、情報共有及び個別ケース検討会議の参加を依頼し、家庭支援に役立てている。また、児童相談所と連携体制を明確化し、総合的なアセスメントが行えるようにしている。

## (2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

	規模	子ども家庭支援員		心理担当支援員		虐待対応専門員		児童福祉司任用資格保持者数	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	小規模型	人	人	人	人	人	人	人	人
	小規模A型	人	人	人	人	人	人	人	人
	小規模B型	人	人	人	人	人	人	人	人
○	小規模C型	2人	人	人	1人	4人	人	4人	人
○	中規模型	3人	人	1人	2人	3人	人	4人	人
	大規模型	人	人	人	人	人	人	人	人

### 【中規模型（南区）について】

子ども家庭支援員（3人）…①保育士（総括）②社会福祉職（要対協調整担当）③保育士  
 心理担当支援員（1人）…①社会福祉職（心理職）\*非常勤心理相談員（週8時間雇用）  
 虐待対応専門員（3人）…①指導主事②保健師③社会福祉職

※指導主事については平成29年度から、教育委員会との人事交流で1名派遣。その他職種については平成17年度から配備されている。ただし、心理職は、社会福祉職としての採用及び定数枠であり、心理職の配置とはされていない。心理職定数化については、検討中。

## (3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

・平成29年度より、母子保健部門と一体化し、子育て世代包括支援センター機能も有している。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

・子育て支援センター母子保健班からの虐待通告や対応相談が円滑に行われるよう、定例連携会議を行っている。また、要保護児童等（特定妊婦を含む）の対応については、母子保健班保健師と連動し、ケース対応を行っている。

#### (4) 児童相談所との連携

- ・ 共通の児童相談業務システムを活用し、児童相談所と情報共有をすると共に、定期的に連絡会を開いている。共通のリスクアセスメント表を使用し、リスクアセスメントを数値化している。また、児童虐待の状態に合わせ、送致や連携を行う目安として、児童相談所と連携について協議し、対応について書面で周知を図っている。

#### (5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

##### ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・ 本市では、支援拠点が要対協調整機関を担っている。
- ・ 要保護児童対策地域協議会設置要綱を定めている。

##### イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・ 3 - (1) - イ参照

#### (6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

- ・ 相談室等は、南保健福祉センター内の他部署と共有している。

入口

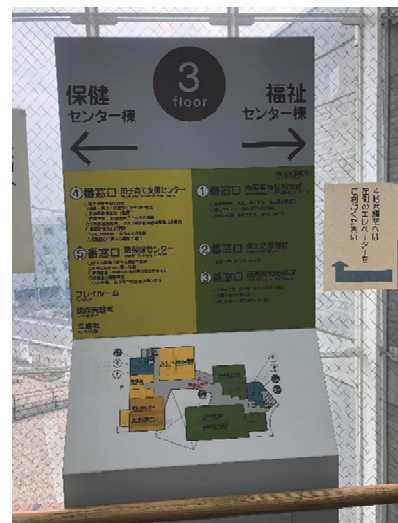




一階から見た内部



フロアマップ



- 1階は健康増進室や、ボランティア関連の施設など
- 2階は高齢者関連の施設や、南子育て支援センターの療育相談班
- 3階は南子育て支援センターと南保健センター、南福祉事務所

## 相談室 2



- ・相談室等は、南保健福祉センター内の他部署と共有している。
- ・隣に相談室 1 あり

## カウンター



- ・隣り合う南保健センターと南子育て支援センターの受付

## デスク



#### 4 研究チームからのコメント

政令市のように児童相談所と支援拠点を同一自治体が設置する場合に参考になる制度設計及び取組である。相模原市の場合は3つのセンターをそれぞれ支援拠点に位置付けることとしている。今回そのセンターの一つである南子そだて支援センターでのヒアリングを行った。支援拠点としてチームの専門性の確保という点では、保育士、保健師、心理、教育指導主事等多様なバックグラウンドを有したチームで構成している。子どもと家庭に関する保健や福祉の総合相談窓口として市民や関係機関からの相談を受け、支援拠点を中心にセンター内の各班及び関係部署と連携し、児童虐待への対応を行っている。

かなり充実した布陣で拠点機能をはたしていると感じた。また児童相談所とも「児童虐待早期発見・対応の手引き」をもとに、共通のアセスメントシートを使い、数値化して支援拠点と児童相談所との役割分担と連携を明確にしようとしている。またシステムも支援拠点と児童相談所とで共通のシステムを導入しており、情報共有はスムーズといえる。ただし、ここまでしっかりとした体制を構築し連携も行っている、支援拠点がどんどんハードケース対応せざるを得ない状況は増加しており、国の今後の方向性としても、拠点としての人員配置基準のさらなる充実と明確な配置基準の法定化等が必要ではないかとの意見交換が行われた。

研究代表 鈴木秀洋

